○防災科学技術研究所職員給与規程

(平成13年4月1日 13規程第17号)

改正	平成 13 年 11 月 28 日	13 規程第 68	平成 14 年 11 月 28 日 14 規程第 3	平成 15 年 11 月 13 日 15 規程第 15
	号		1号	号
	平成 16 年 3 月 11 日 16	6規程第8号	平成 16 年 9 月 9 日 16 規程第 22 号	平成 16 年 10 月 28 日 16 規程第 31 号
	平成17年11月8日 17 号	7 規程第 13	平成 18 年 3 月 31 日 18 規程第 2 号	平成19年3月1日 19規程第1号
	平成 19 年 11 月 30 日 号	19 規程第 7	平成 21 年 6 月 1 日 21 規程第 5 号	平成 21 年 11 月 26 日 21 規程第 12 号
	平成22年3月12日 22	2規程第1号	平成 22 年 11 月 30 日 22 規程第 1 2 号	平成 23 年 3 月 31 日 23 規程第 6 号
	平成24年3月30日 24	4規程第5号	平成 24 年 5 月 25 日 24 規程第 7 号	平成 25 年 2 月 28 日 25 規程第 11 号
	平成25年3月29日 25	5 規程第 21	平成 25 年 12 月 20 日 25 規程第 2	平成 26 年 3 月 13 日 26 規程第 2 号
	号		3号	十八人20十3月13日 20八代生年2月
	平成26年4月1日 26	規程第8号	平成 26 年 12 月 1 日 26 規程第 25 号	平成 27 年 4 月 1 日 27 規程第 57 号
	平成28年2月25日 28	8規程第4号	平成 28 年 6 月 20 日 28 規程第 96 号	平成28年11月24日 28規程第110号
	平成29年12月21日 2	29 規程第 33	平成30年3月27日 30規程第16	平成 30 年 11 月 13 日 30 規程第 67
	号		号	号
	平成30年11月21日 :	30 規程第 11	令和元年9月26日 元規程第45	令和元年 11 月 28 日 元規程第 46
	5号		号	문
	令和2年11月30日 2	規程第34号	令和3年3月25日 3規程第6号	令和4年5月26日 4規程第25号
	令和4年11月24日 4	規程第 39 号	令和 4 年 12 月 22 日 4 規程第 43 号	令和5年2月22日 5規程第15号
	令和5年11月9日 5共	規程第 53 号	令和6年3月21日 6規程第2号	令和6年11月21日 6規程第80号
	令和7年3月19日 7共	規程第3号		

目次

第1章 総則(第1条-第14条)

第2章 給与

第1節 俸給(第15条-第21条)

第2節 諸手当(第22条-第37条)

第3章 給与の特例(第38条-第42条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人防災科学技術研究所就業規則(18 規則第1号。以下「就業規則」という。)第22条及び独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第6 3条第2項の規定に基づき、防災科学技術研究所(以下「研究所」という。)に勤務する職員の給与について定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによるものとする。

(適用範囲)

第3条 この規程は、就業規則第1条に定める職員(任期付職員を除く。この規程において「職員」という。)に適用する。

(給与体系)

- 第4条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。
- 2 諸手当は、管理職手当、職務手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究等連携手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。

(重複給与の禁止)

第5条 職員が研究所において職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給することはない。

(給与の支給日)

- 第6条 給与(通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、及び管理職員特別勤務 手当を除く。)は、毎月17日(以下「支給日」といい、その日が休日にあたるときは、 給与支給細則で定める日。以下この条において同じ。)に、その月の月額の全額を支給 する。
- 2 時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、支給日に、その前月の月額の全額を支給する。
- 3 第12条に規定する日割計算による給与の支給日は、給与支給細則で定める。
- 4 本規程を改正し遡及して適用された場合において、実際に支給した額と改正後の規程 を適用して計算されて得られた額に差額が生じた場合には、その差額については別に 理事長が定める日に支給することができる。

(支給方法)

第7条 職員の給与は、次条の定めるところにより、職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を、職員の同意を得て原則としてその者の預貯金口座へ振込むことによって支払うものとする。

(給与の控除)

- 第8条 次に掲げるものは給与の支払いの際、控除する。
 - (1) 法令で定めるもの国家公務員共済組合掛金、所得税、地方税、国家公務員宿舎料、雇用保険料、その他の法令で定めるもの
 - (2) 労基法第24条第1項ただし書に基づく協定によるもの (職員が死亡した場合による給与の支給)
- 第9条 職員が死亡した場合の給与は、その遺族に支給する。
- 2 支給を受ける遺族は、労基法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条から第45 条の定めるところによる。

(非常時における給与の支給)

第10条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、その月の給与の支給定日前であっても、請求の日までの給与を第12条に規定する日割計算により支給する。

(給与の減額)

- 第11条 職員が勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 1時間当たりの減額は第14条第1項により算出された額とする。
- 3 1日当たりの減額は前項の額に7時間45分を乗じて算出するものとする。
- 4 第2項及び前項により算出された額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。
- 5 前各項に関わらず、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その月の勤務すべき全時間を勤務しない場合、その月の以下の給与の 月額を減額する。
 - イ 俸給
 - 口 地域手当
 - ハ 広域異動手当
 - 二 研究等連携手当
 - ホ 管理職手当
 - へ職務手当

(給与の日割計算)

- 第12条 職員が月の中途において、採用、離職、休職、復職並びに俸給、管理職手当、職務手当及び地域手当(以下「日割対象給与」という。)に異動を生じたときの、その月の日割対象給与については、次に掲げる日割計算により支給する。ただし、死亡により退職するときは、その全額を支給する。
 - (1) 採用、復職の場合は、日割対象給与の月額を当該月の日数から当該月の休日の日数を差し引いた日数で除して得た額に、異動が発令された日以降当該月において職員として勤務した日数(休日の日数を除く。)を乗じて得た額とする。
 - (2) 離職、休職の場合は、日割対象給与の月額を当該月の日数から当該月の休日の日数を差し引いた日数で除して得た額に、異動が発令された日以前当該月において職員として勤務した日数(休日の日数を除く。)を乗じて得た額とする。
 - (3) 日割対象給与の異動がある場合は、異動が発令された前日の日割対象給与の月額を、当該月の日数から当該月の休日の日数を差し引いた日数で除して得た額に、異動が発令された前日までの日数(休日の日数を除く。)を乗じて得た額と、異動が発令された日以降の日割対象給与の月額を、当該月の日数から当該月の休日の日数を差し引いた日数で除して得た額に、異動が発令された日以降の日数(休日の日数を除く。)を乗じて得た額とを加えて得た額
- 2 前各号により算出した金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (給与の支給)
- 第13条 給与の支給に関し必要な事項は、給与支給細則で定める。 (勤務1時間当たりの給与額)
- 第14条 この規程における勤務時間1時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに 対する地域手当、広域異動手当及び研究等連携手当の月額の合計額を当該年度の一月 当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。
- 2 前項により算定した金額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

第2章 給与

第1節 俸給

(俸給表)

- 第15条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事務系職俸給表(別表第 1)
 - (2) 研究職俸給表(別表第2)
- 2 各俸給表の適用範囲は次のとおりとする。
 - (1) 事務系職俸給表は、研究職俸給表の適用を受けない職員に適用する
 - (2) 研究職俸給表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する

- 3 職員が満60歳に達した日以降の最初の4月1日以降の俸給は、俸給表に定める俸給月額に100分の70を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定は、研究職俸給表の適用を受ける職員のうち6級に在級する職員には適用しない。

(初任給)

第16条 新たに前条の俸給表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号俸は、初任給、昇格及び昇給等基準(以下「初任給等基準」という。)で定める初任給等の基準に 従い決定する。

(昇格·降格)

第17条 職員が現に決定されている職務の級から他の職務の級に異動した場合における 号俸は、初任給等基準に定めるところにより決定する。

(昇給)

- 第18条 職員の昇給は、初任給等基準で定める日に、同日の前年度におけるその者の勤 務成績に応じて、行うものとする。
- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である者及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上である者にあっては、0号俸)とすることを標準として初任給等基準で定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55 歳を超える職員に関する第1項の規定の適用については、その者の勤務成績が「極めて良好(S)」、「特に良好(A、B)」の場合とする。昇給号俸数については、初任給等基準に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 第19条 削除

(初任給等基準)

第20条 第18条に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、初任給等基準で定める。

第21条 削除

第2節 諸手当

(管理職手当)

- 第22条 管理職手当は、管理、監督又は指導の地位の職にある職員に支給する。
- 2 管理職手当の月額は、職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の100分の25を超えてはならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、管理職手当支 給細則で定める。

(職務手当)

- 第22条の2 職務手当は、第15条第1項第2号の研究職俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が3級以上の職員に支給する。
- 2 職務手当の額は、職務手当支給細則で定める。
- 3 職務手当には、第30条第1項第1号で定める勤務(この条において「時間外勤務」という。)における15時間相当の時間外勤務手当を含む。
- 4 前項に定める 15 時間を超えて勤務した場合には、超えて勤務した時間に応じて第 30 条に定める時間外勤務手当を支給する。
- 5 前条の管理職手当が支給される職員には、職務手当は支給しない。
- 6 前5項に規定するもののほか、職務手当の支給に関し必要な事項は、職務手当支給細則で定める。

(扶養手当)

- 第23条 扶養手当は、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者(以下「扶養親族」という。)を有する職員に支給する。ただし、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である者及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級である者に対しては、支給しない。
 - (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 2 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) については一人につき13,000円、扶養親族たる父母等については一人につき6,500円(事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者にあっては、3,500円)とする。
- 3 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する 日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合に おける扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶 養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項については、扶養手当支給細則で定める。

(地域手当)

第24条 地域手当は、下表に掲げる地域に在勤する職員に対して支給する。

都道府県	支給地域	支給割合
茨城県	つくば市	100 分の 16
兵庫県	三木市	100分の4

- 2 地域手当の月額は、俸給、管理職手当、職務手当及び扶養手当の月額の合計額に、前項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、地域手当支給細則で定める。

(異動保証)

- 第24条の2 前条第1項に規定する地域手当を支給されていた職員が、同項に定める地域以外の地域に異動した場合(これらの職員が当該異動の日の前に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との均衡上必要があると認められる場合として地域手当支給細則で定める場合に限る。)の地域手当の支給については、地域手当支給細則で定める。
- 2 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。(以下「給与法」という。)の適用を受ける職員又は国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和29年法律第141号)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち地域手当支給細則で定めるものに使用される者(以下「給与特例法適用職員等」という。)であった者が、引き続き研究所の職員となった場合の地域手当の支給については地域手当支給細則で定める。

(広域異動手当)

第24条の3 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき広域異動手当支給細則で定めるところにより算定した事務所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事務所との間の距離を似う。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として広域異動手当支給細則で定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、管理職手当、職務手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事

務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と 認められない場合として広域異動手当支給細則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 300 キロメートル以上 100 分の 10
- (2) 60 キロメートル以上300 キロメートル未満 100 分の5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る 異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日ま での間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更 に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異 動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は 当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当 該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等 に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下 回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間 は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 給与特例法適用職員等であった者その他の広域異動手当支給細則で定める者から引続き研究所の職員となった者(雇用の事情等を考慮して広域異動手当支給細則で定める者に限る。)又は異動等に準ずるものとして広域異動手当支給細則で定めるものがあった職員であって、これらに伴い勤務場所に変更があったものには、広域異動手当支給細則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第24条及び第24条の2の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動等の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、広域異動手当支給細則で定める。

(研究等連携手当)

(住居手当)

- 第25条 研究等連携手当は、研究所内外における研究等活動の一層の円滑・活性化に資する環境を整備するため、新潟県長岡市、山形県新庄市、兵庫県三木市に所在する事務所、庁舎、施設に在勤する職員に支給する。
- 2 研究等連携手当の月額は、俸給月額、管理職手当、職務手当及び扶養手当の月額に1 00分の7の範囲内において研究等連携手当支給細則で定める割合いを乗じて得た額 とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、研究等連携手当の支給に関する必要な事項は、研究等連携手当支給細則で定める

- 第26条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
 - (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額1 6,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員 宿舎法第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他 住居手当支給細則に定める職員を除く。)
 - (2) 第28条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他住居手当支給細則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして住居手当支給細則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該 各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

- イ 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除した額
- ロ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1(その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円)を 11,000 円に加算した額
- (2) 前号第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の 端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、住居手当支給細則で定める。

(通勤手当)

- 第27条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
 - (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2km未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で通勤手当支給細則に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで

徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道 2km 未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員

支給単位期間につき、通勤手当支給細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

- イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道 5km 未満である職員 2,000円
- ロ 使用距離が片道 5km 以上 10km 未満である職員 4,200 円
- ハ 使用距離が片道 10km 以上 15km 未満である職員 7,100 円
- 二 使用距離が片道 15km 以上 20km 未満である職員 10,000 円
- ホ 使用距離が片道 20km 以上 25km 未満である職員 12,900 円
- へ 使用距離が片道 25km 以上 30km 未満である職員 15,800 円
- ト 使用距離が片道 30km 以上 35km 未満である職員 18,700 円
- チ 使用距離が片道 35km 以上 40km 未満である職員 21,600 円
- リ 使用距離が片道 40km 以上 45km 未満である職員 24,400 円
- ヌ 使用距離が片道 45km 以上 50km 未満である職員 26,200 円
- ル 使用距離が片道 50km 以上 55km 未満である職員 28,000 円
- ヲ 使用距離が片道 55km 以上 60km 未満である職員 29,800 円
- ワ 使用距離が片道 60km 以上である職員 31,600 円
- (3) 前項第3号に掲げる職員

交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するもの とした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考 慮して通勤手当支給細則に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に掲げる 額又は前号に掲げる額

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事 務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職 員で通勤手当支給細則に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、 当該異動又は事務所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして通勤手当支給 細則に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自 動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係 る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等 に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤 手当の額は、前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該 各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、通勤手当支給細則で定めるところにより算出したその者の 支給単位期間の通勤に要する特別料金額に相当する額(以下「特別料金等相当額」 という。)
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たに俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして通勤手当支給細則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(採用の事情等を考慮して通勤手当支給細則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして通勤手当支給細則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当は、支給単位期間(通勤手当支給細則で定める通勤手当にあっては、通勤手当支給細則で定める期間)に係る最初の月の通勤手当支給細則で定める日に支給する
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の通勤手当支給細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当支給細則で定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として通勤手当支給細則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。

- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、通勤手当支給細則で定める。 (単身赴任手当)
- 第28条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の単身赴任手当支給細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当支給細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当支給細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(単身赴任手当支給細則に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が単身赴任手当支給細則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当支給細則に定める額を加算した額)とする。
- 3 新たに第15条第1項に規定する俸給表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の単身赴任手当支給細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当支給細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当支給細則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、単身赴任手当支給細則で定める。

第29条 削除

(時間外勤務手当)

- 第30条 所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - (1) 所定勤務時間が割り振られた日及び休日(法定休日を除く。)における勤務 100分の125

- (2) 法定休日における勤務 100分の135
- 2 前項第1号に該当する時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間 を超えて勤務した全時間に対して、前項第1号にかかわらず100分の150(その時間が 午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の25を加算した割合)を 乗じた額を時間外勤務手当として支給する。

第31条 削除

(端数計算)

第32条 第30条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上 1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(管理職員特別勤務手当)

- 第33条 第22条の規定に定める職員のうち管理、監督又は指導の複雑、困難及び責任の度が高い職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により防災科学技術研究所職員勤務時間、休憩、休日及び休暇等規程第10条の規定に基づく休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日 等以外の日の午後10時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤 務した場合は、当該職員には、管理職特別勤務手当を支給する。ただし、深夜勤務時間に対して、1時間につき第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25 を乗じた額が、支給される管理職員特別勤務手当の額を超える場合には、その額を管 理職員特別勤務手当として支給する。

ただし書の計算については、第32条の規定を準用する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め る額とする。
 - (1) 第1項に規定する場合、同項の勤務1回につき、12,000円を超えない額とする。 ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して管理職員特別勤務手当 支給細則で定める勤務にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額と する。
 - (2) 前項に規定する場合、同項の勤務1回につき6,000円を超えない額とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理職員特別勤務手当支給細則で定める。

(期末手当)

第34条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第34条の3までにおいて これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日 の属する月の期末・勤勉手当支給細則で定める日(次条及び第34条の3第1項において

- これらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第34条第2項第1号の規定により解雇された、又は死亡した職員(第38条第7項の規定の適用を受ける職員及び期末・勤勉手当支給細則で定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125(事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、期末・勤勉手当支給細則に定める職員を除く。第35条第2項において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の105)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6 箇月 100 分の 100
 - (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
 - (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
 - (4) 3 箇月未満 100 分の 30
- 3 削除
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇された、 又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇された、又は死亡した日現在。) において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、 広域異動手当及び研究等連携手当の月額の合計額とする。
- 5 事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに研究職俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として期末・勤勉手当支給細則に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究等連携手当の月額の合計額に、職務の級等を考慮して期末・勤勉手当支給細則に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で期末・勤勉手当支給細則に定める割合を乗じて得た額(期末・勤勉手当支給細則に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で期末・勤勉手当支給細則に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、期末・勤勉手当支給細則で定める。
- 第34条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、 当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し 止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間 に就業規則第45条第4号に定める諭旨解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間 に就業規則第45条第5項に定める懲戒解雇の処分を受けた職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間 に就業規則第34条第2項第2号の規定により解雇された職員
- (4) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (5) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 第34条の3 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給 日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当 の支給を一時差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る 刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定め られているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式 手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない 場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る 刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは 調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であ って、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保 し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ず ると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、防災科学技術研究所懲戒等規程第10条に規定する懲戒処分通知書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件 に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る 刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当 該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならな い。
- 6 削除
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、期末・勤勉手当支給細則で定める。

(勤勉手当)

- 第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の期末・勤勉手当支給細則に定める日に支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、若しくは就業規則第34条第2項第1号の規定により解雇された、又は死亡した職員(期末・勤勉手当支給細則に定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、勤勉手当の支給実施要領に定める基準に従って 定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、当該 職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇さ れた、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇された、又は死亡した日 現在。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手 当及び研究等連携手当の月額の合計額を加算した額に100分の105(特定管理職員にあ っては、100分の125)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の 月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究等連携手当の月額の合計額 とする。
- 4 第34条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第35条第3項」と読み替えるものとする。

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第34条の2中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第35条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第35条第1項に規定する期末・勤勉手当支給細則に定める日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)」と読み替えるものとする。(寒冷地手当)
- 第36条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(次項において「基準日」という。)において雪氷防災研究センター又は雪氷防災研究センター雪氷環境実験室(以下「雪氷センター」という。)に在勤する職員(この条第2項、第36条の2及び第36条の3において「支給対象職員」という。)に対して、寒冷地手当を支給する。
- 2 前項に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

世	支給額	
世帯主である職員	19,800円	
	その他の世帯主である職員	11,400円
その他の職員		8,200 円

- 備 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって寒冷地手当支給細則 考第2条第1項及び第2項に定める地域に居住する扶養親族のないもののうち、この 規程第28条第1項の規定により単身赴任手当を支給されるもの(寒冷地手当支給細則で定めるものに限る。)及びこれに準ずるものとして寒冷地手当支給細則で定めるものを含まないものとする。
- 第36条の2 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前条第2項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第38条第2項、第3項又は第5項の規定により給与の支給を受ける職員 前条第2項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第2項、第3項、 又は第5項の規定による割合を乗じて得た額
 - (2) 第39条第1項の規定の適用を受ける職員 前条第2項の規定による額からその半額を減じた額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、就業規則第45条第3号の規定により停職にされている職員その他の寒冷地手当支給細則で定める職員 零
- 第36条の3 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、第36条第2項及び前条の規定にかかわらず、第36条第2項の規定による額を超えない範囲内で、寒冷地手当支給細則で定める額とする。

- (1) 基準日において前条各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、 当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同条各号に掲げる 職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
- (2) 基準日において前条各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同条各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
- (3) 前2号に掲げる場合に準ずる場合として寒冷地手当支給細則で定める場合
- 第36条の4 前3条に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、寒 冷地手当支給細則で定める。

(特定の職員についての適用除外)

第37条 第30条の規定は、第22条の規定の適用を受ける職員には適用しない。 第3章 給与の特例

(休職者の給与)

- 第38条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第39条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第39条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職 にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、 地域手当、広域異動手当、研究等連携手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の 80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第39条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、 扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究等連携手当、住居手当及び期末手当のそれ ぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第39条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究等連携手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第39条第1項第3号、第4号及び第6号に定める場合の一に該当して 休職にされたときは、その休職の期間中、休職者給与細則で定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究等連携手当、住居手当及び期末 手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 就業規則第39条第1項の規定により休職にされた職員には、他の規程に別段の定がない限り、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第34条第 1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第34条第2項第1号

- の規定により解雇され、又は死亡したときは、同項の規定により期末・勤勉手当支給 細則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただ し、期末・勤勉手当支給細則で定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第34条の2及び第34条の3の規定を準用する。この場合において、第34条の2中「前条第1項」とあるのは、「第38条第7項」と読み替えるものとする。 (俸給の半減)
- 第39条 第11条の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(俸給の半減に関する細則で定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。
- 2 前項に規定するもののほか、俸給の半減に関し必要な事項は、俸給の半減に関する細則で定める。

(育児休業をする職員の給与等)

- 第40条 防災科学技術研究所育児・介護休業等規程(18 規程第22号。以下「育児・介護 規程」という。)の規定による育児休業をしている期間中の職員の給与については、支 給しない。
- 2 第34条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業している職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第35条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業している職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合は、当該育児休業をした期間の2分の1に 相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、育児休業期間中の給与細則の定め により俸給月額を調整することができる。

(介護休業期間中の職員の給与等)

- 第41条 育児・介護規程の規定による介護休業期間中の職員の給与については、支給しない。
- 2 介護休業のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至ったときは、介護休業期間の2分の1以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして俸給月額を調整することができる。

第42条 削除

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(昇格•降格)

- 第2条 第17条による昇格・降格がこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)と同日付けで行われる場合は、第17条中の「職員が現に決定されている級」は、当該職員が施行日の前日に受けていた給与法第8条第2項による職務の級とする。 (昇給)
- 第3条 防災科学技術研究所法(平成11年法律第174号)附則第2条に規定する職員(役員を除く。以下「引継職員」という。)の昇給については、第18条第1項中の「職員が現に受けている号俸を受けるに至った時」は、当該職員が給与法及び人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時からとする。また、施行日の前日に受けていた号俸が、最高額である場合又は最高額を超える場合も同様とする。

第4条 削除

(調整手当の異動保障)

第5条 引継職員のうち、施行日の前日に給与法第11条の7の適用を受けていた職員の施行日における調整手当の支給については、第24条の規定にかかわらず、給与法第11条の7が適用された日から3年を経過するまでの間、給与法第11条7の適用があったものとして適用される支給割合と、当該職員が在勤する事務所に係る調整手当支給割合との差を、当該職員が在勤する事務所に係る調整手当支給割合に加えて得た支給割合を乗じて得た額を支給する。

(暫定筑波研究学園都市移転手当の暫定措置)

- 第6条 引継職員のうち、施行日の前日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成8年法律第112号。以下「改正給与法」という。)附則第14項の規定による暫定筑波研究学園都市移転手当の暫定措置の適用を受けていた職員については、第24条の規定にかかわらず、施行日において改正給与法附則第14項の適用があったものとして適用される支給割合と、第24条第2項に定める調整手当の支給割合との差を、第24条第2項に定める調整手当の支給割合との額を当該職員の調整手当とする。
- 2 前項により調整手当を支給することとなる職員が、つくば市以外の地域に異動した場合は、前条及び第24条の規定にかかわらず、調整手当支給細則に定める支給割合を乗じて得た額を当該職員の調整手当とする。

(扶養手当等)

第7条 引継職員のうち、施行日の前日に給与法の規定による扶養手当、住居手当及び通 勤手当の支給を受けていた職員の施行日における第23条に定める扶養手当、第26条に 定める住居手当及び第27条に定める通勤手当の支給については、別に支給要件等に異動がない限り、従前のとおりとする。

(単身赴任手当)

第8条 引継職員のうち、施行日の前日に給与法第12条の2の規定による単身赴任手当の支給を受けていた職員については、施行日においても配偶者と別居し単身で生活することを常況とする場合は、第28条第2項に定める単身赴任手当を支給する。

第9条 引継職員の第34条第2項に規定する「基準日以前3箇月以内における職員の在職期間」には、平成13年6月1日を基準日とする場合、施行日前日までの防災科学技術研究所の職員として在職した期間も含めるものとする。

(勤勉手当の在職期間)

(期末手当の在職期間)

第10条 引継職員の第35条第1項の「基準日以前6ヶ月以内の期間」には平成13年6月1日を基準日とする場合、施行日前日までの防災科学技術研究所の職員として在職した期間も含めるものとする。

(休職者の給与)

第11条 この規程の施行日前に給与法第23条に規定する休職者の給与の適用を受けていた職員が、引き続き研究所成立日に職員となった場合の第38条に規定する休職者の給与については、別に発令がなされない限り、従前のとおりとする。 (育児休業)

第12条 この規程の施行日前に国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第3条第1項の承認を受けて育児休業をしている職員が、引き続き研究所成立日に職員となった場合の第40条に規定する育児休業の給与については、別に発令がない限り、従前のとおりとする。ただし、その者が復職する間での間は、給与を支給しない。

(介護休暇)

- 第13条 この規程の施行日前に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年 法律第33号)第20条の規定により介護休暇を受けている職員が、引き続き研究所成立 日に職員となった場合の第41条に規定する介護休暇の給与については、別に発令がな い限り、従前のとおりとする。
- 第14条から第17条まで 削除

附 則(平成13年11月28日 13規程第68号)

この規程は、平成13年11月28日より施行し、平成13年4月1日より適用する。

附 則(平成14年11月28日 14規程第31号)

- 1 この規程は、平成14年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条並びに附則 第6項及び7項の規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の各号に掲げる俸給 月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(第1号に掲げる俸給月額を受けてい た職員にあっては俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間)は、理 事長が定める。
 - (1) 職務の級における最高の号俸を越える俸給月額
 - (2) 防災科学技術研究所任期付研究員給与及び勤務時間規程(附則第4項及び第5項に おいて「任期付研究員給与等規程」という。)第5条第3項の規定による俸給月額
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の 施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、そ の者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必 要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うこと ができる。
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた 号俸又は俸給月額は、第1条の規定による改正前の防災科学技術研究所職員給与規 程、第3条の規定による改正前の任期付研究員給与等規程及びこれらに基づく理事長 の定める規定に従って定められたものでなければならない。
- 5 平成14年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の防災科学技 術研究所職員給与規程(以下この項において「改正後の職員給与規程」という。)第34 条第2項(同条第3項、第3条の規定による改正後の任期付研究員給与等規程(第2号に おいて「改正後の任期付研究員給与等規程」という。)第9条第2項の規定により読み 替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第38条第2項、第3 項、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手 当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に定める額から第2号定 める額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に定める額が第1号に定める額を超え る場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合におい て、第1号に定める額から第2号に定める額を減じた額が基準額以上となるときは、期 末手当は、支給しない。(1)平成 14年 12月 1日(期末手当について改正後の職員給与規 程第34条第1項後段、第38条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、 若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。) まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続 いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであっ て、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して理事長が定めるもの を含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち俸給 及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号におい

- て「俸給等」という。)の額の合計額(2)継続在職期間について改正後の職員給与規程、 改正後の任期付研究員給与等規程の規定による俸給月額(継続在職期間において附則第 2項各号に掲げる俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について 理事長が定める俸給月額)並びに改正後の職員給与規程の規定による扶養手当の額によ り算定される俸給等の額の合計額
- 6 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の防災科学技術研究所職員給与規程第34条第2項の規定の適用については、この規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同規程第34条第2項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同規程第34条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同規程第34条第2項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同規程第34条第2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。
- 7 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する改正後の 防災科学技術研究所職員給与規程第40条第2項の規定の適用については、この規定中 「6箇月以内」とあるのは、「3箇月以内」とする。
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成15年11月13日 15規程第15号)

- 1 この規程は、平成15年11月13日から施行し、平成15年11月1日から適用する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第7項の規定は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年11月1日(以下「適用日」という。)の前日において次の各号に掲げる俸給 月額を受けていた職員の適用日における俸給月額(第1号に掲げる俸給月額を受けて居 た職員にあっては俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間)は、理 事長が定める。
 - (1) 防災科学技術研究所職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)別表第1及び 第2の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額
 - (2) 防災科学技術研究所任期付研究員給与及び勤務時間規程(附則第4項及び第5項に おいて「任期付研究員給与等規程」という。)第5条第3項の規定による俸給月額
- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の 適用日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、そ の者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必 要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うこと ができる。

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた 号俸又は俸給月額は、第1条の規定による改正前の職員給与規程、第3条の規定による 改正前の任期付研究員給与等規程及びこれらに基づく理事長の定めるところにより、 必要な調整を行うことができる。
- 5 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員給与規程第34条第2項(同条第3項、第3条の規定による改正後の任期付研究員給与等規程第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第38条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(理事長が定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たな職員となった者 (同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上ある時は、当該日のうち 理事長が定める日))において職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(職員給与規程第28条第2項に規定する単身赴任手当支給細則で定める額を除く。)及び研究員特別手当の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から適用日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から適用日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成 15 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 1.07 を乗じて得た額
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、 理事長が定める。

附 則(平成16年3月11日 16規程第8号) この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年9月9日 16規程第22号) この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成16年10月28日 16規程第31号)

1 この規程は、平成16年10月28日から施行する。

2 この規程の施行の日から引き続き改正前の防災科学技術研究所職員給与規程第36条第 1項に定める雪氷センターに在勤していた職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員に ついての寒冷地手当の支給については、一般職の職員給与に関する法律等の一部を改 正する法律(平成16年法律第136号)附則第9項から第17項の規定を準用する。

附 則(平成17年11月8日 17規程第13号)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 平成17年12月1日(以下「施行日」という。)の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(第1号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあっては、俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間)は、理事長が定める。
 - (1) 防災科学技術研究所職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)別表第1及び第2の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額
 - (2) 防災科学技術研究所任期付研究員給与及び勤務時間規程(以下「任期付研究員給与 等規程」という。)第5条第3項の規定による俸給月額
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の 施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、そ の者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必 要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うこと ができる。
- 4 前2項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第1条の規定による改正前の職員給与規程、第2条の規定による改正前の任期付研究員給与等規程及びこれらに基づく理事長の定める規程に従って定められたものでなければならない。
- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員給与規程第34条第2項(同条第3項、第2条の規定による改正後の任期付研究員給与等規程第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第38条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(理事長が定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者 (同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除 く。)にあっては、その新たに職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日 のうち理事長が定める日))において職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、

調整手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当(職員給与規程第28条第2項に規定する単身赴任手当支給細則で定める額を除く。)及び研究員特別手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

- (2) 平成 17 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、 理事長が定める。

別表第1

事務系職俸給表

1/2

学校の郷早春	1級	2級	3級	4級	5級
職務の級号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	183, 500	230, 000	265, 300	298, 800	321, 300
2	184, 600	231, 500	266, 300	300, 300	323, 100
3	185, 800	233, 000	267, 300	301, 800	324, 900
4	186, 900	234, 500	268, 300	303, 200	326, 600
5	188, 000	236, 000	269, 300	304, 600	328, 300
6	189, 700	237, 500	270, 300	305, 700	330, 000
7	191, 300	239, 000	271, 300	306, 700	331, 700
8	192, 900	240, 500	272, 300	307, 900	333, 400
9	194, 500	242, 000	273, 300	309, 100	335, 000
10	196, 200	243, 400	274, 300	310, 700	336, 700
11	197, 800	244, 800	275, 300	312, 300	338, 400
12	199, 400	246, 200	276, 400	313, 900	340, 000
13	201, 000	247, 400	277, 400	315, 400	341, 500
14	202, 700	248, 600	278, 700	317, 000	343, 100
15	204, 400	249, 800	280,000	318, 600	344, 700
16	206, 100	251,000	281, 200	320, 200	346, 200
17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600
18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300
19	210,600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900

i oo	1 010 100	055 400	000 000	000 000	050 500
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200
25	220,000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400
35	232, 200	268, 600	303, 900	351,000	373, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900
41	238, 200	273, 000	311, 700	360,000	378, 700
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800
56	247, 000	283, 500	329, 700	372,000	388, 300
ı	. !	I	I	'	I

İ		1	ı	1	1	i
	57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700
	58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300
	59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900
	60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400
	61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800
	62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300
	63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800
	64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400
	65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700
	66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100
	67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500
	68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900
	69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200
	70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500
	71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800
	72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000
	73	252, 100	293, 400	340, 600	381,000	395, 200
	74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500
	75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800
	76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000
	77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200
	78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500
	79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800
	80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000
	81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200
	82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500
	83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800
	84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000
	85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200
	86	256, 000	297, 100	346, 000	j	
	87	256, 300	297, 400	346, 400	j	
	88	256, 600	297, 700	346, 800	j	
	89	256, 900	298, 000	347, 000	į	
	90	257, 200	298, 300	347, 400	Ì	
	91	257, 500	298, 600	ļ	į	
	92	257, 800	299, 000	ļ	į	
	93	258, 100	<u> </u>		j	

94	299, 400 348, 800	
95	299, 700 349, 200	
96	300, 100 349, 500	
97	300, 300 349, 800	
98	300, 600 350, 200	
99	301, 000 350, 600	
100	301, 400 351, 000	
101	301, 600 351, 500	
102	301, 900 351, 900	
103	302, 200 352, 300	
104	302, 500 352, 700	
105	302, 700 353, 200	
106	303, 000 353, 600	
107	303, 300 353, 900	
108	303, 600 354, 200	
109	303, 800 354, 700	
110	304, 200	
111	304, 600	
112	304, 900	
113	305, 100	
114	305, 300	
115	305, 600	
116	306, 000	
117	306, 200	
118	306, 400	
119	306, 700	
120	307, 000	
121	307, 400	
122	307, 600	
123	307, 900	
124	308, 200	
125	308, 500	

2/2

職務の級号俸	6級	7級	8級	9級	10級	
	州が分りが 万十半	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	355, 200	408, 300	458, 300	510, 200	550, 800

2	356, 900	410, 200	463, 800	517, 100	558,000
3	358, 500	412, 100	468, 800	522, 300	564, 100
4	360, 100	413, 900	473, 500	526, 600	569, 100
5	361, 700	415, 700	477, 500	530, 100	573, 100
6	363, 500	417, 500	481,000	533, 400	576, 100
7	365, 000	419, 300	484, 000	536, 400	578, 600
8	366, 600	421, 100	486, 500	538, 900	580, 600
9	368, 000	422, 700	488, 500	540, 900	
10	369, 600	424, 200			
11	371, 200	425, 700			
12	372, 700	427, 200			
13	374, 600	428, 700			
14	376, 500	430,000			
15	378, 400	431, 300			
16	380, 200	432, 500			
17	381, 700	433, 700			
18	383, 500	435, 000			
19	385, 200	436, 300			
20	386, 800	437, 500			
21	388, 500	438, 700			
22	389, 900	439, 500	Ì		
23	391, 300	440, 300			
24	392, 700	441, 100			
25	394, 100	441, 700			
26	395, 300	442, 300	Ì		
27	396, 500	442, 900			
28	397, 500	443, 500			
29	398, 600	444, 200			
30	399, 800	445,000			
31	400, 900	445, 400			
32	402,000	446, 100			
33	402, 700	446,600			
34	403, 400	447, 000	Ì		
35	404, 100	447, 400	Ì		
36	404, 800	447, 800	Ì		
37	405, 400	448, 200	Ì		
38	406, 000	448, 600			

39	406, 500 449, 000
40	406, 900 449, 300
41	407, 300 449, 600
42	407, 500 450, 000
43	407, 800 450, 300
44	408, 100 450, 600
45	408, 400 450, 900
46	408, 700
47	409, 000
48	409, 300
49	409, 500
50	409, 800
51	410, 100
52	410, 400
53	410, 600
54	410, 900
55	411, 200
56	411, 500
57	411, 700
58	412,000
59	412, 300
60	412, 500
61	412, 700
62	413,000
63	413, 300
64	413, 500
65	413, 700
66	414, 000
67	414, 300
68	414, 500
69	414, 700
70	415, 000
71	415, 300
72	415, 500
73	415, 700
74	
75	

i	ı	1	•	•	ı i
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109	j				
110	j				
111	j				
112	j				
	l l	l l	1	1	l l

113			
114			
115			
116			
117			
118			
119			
120			
121			
122			
123			
124			
125			

別表第2

研究職俸給表

職務の級号俸	1級 俸給月額 円 183,900	円	3級 俸給月額 円	4級 俸給月額	5級 俸給月額	6 級 俸 給月額
	円	円			俸給月額	俸給月額
			田			11 /10/2 4 62
	183, 900	i i	1 1	円	円	円
1		233, 900	326, 100	376, 000	446, 500	552, 600
2	185, 000	238, 200	328, 100	377, 400	456, 400	559, 800
3	186, 200	240, 900	330, 100	378, 800	465, 800	565, 100
4	187, 300	243, 600	332, 100	380, 200	475, 700	569, 600
5	188, 400	246, 200	333, 900	381, 600	485, 300	573, 600
6	190, 500	247, 800	335, 900	383, 000	495, 100	576, 600
7	192, 600	249, 300	337, 800	384, 400	504, 000	578, 800
8	194, 700	250, 800	339, 700	385, 800	511, 900	580, 800
9	196, 800	252, 300	341, 500	387, 200	519, 700	
10	198, 800	254, 400	343, 100	388, 700	526, 800	
11	200, 800	256, 500	344, 700	390, 100	532, 100	
12	202, 800	258, 500	346, 300	391, 500	536, 600	
13	204, 800	260, 500	347, 900	392, 900	539, 600	
14	206, 700	262, 800	348, 900	394, 400	541, 600	
15	208, 600	265, 100	349, 900	395, 900		
16	210, 400	267, 300	350, 900	397, 400		
17	212, 100	269, 500	352,000	398, 900		
18	213, 900	271, 900	353, 300	400, 500		

ı İ	 	1	ı	ĺ	ı
19	215, 700	274, 300	354, 500	402, 100	
20	217, 500	276, 700	355, 700	403, 800	
21	219, 300	279, 000	356, 900	405, 000	
22	221, 100	281, 100	358, 000	406, 400	
23	222, 800	283, 200	359, 100	407, 800	
24	224, 500	285, 200	360, 200	409, 100	
25	226, 200	287, 200	361, 300	410, 400	
26	228, 300	289, 100	362, 300	411, 700	
27	230, 200	291, 000	363, 300	413, 200	ļ
28	232, 100	292, 900	364, 300	414, 700	
29	234, 000	294, 800	365, 200	415, 900	
30	235, 100	296, 300	366, 100	417, 100	
31	236, 200	297, 800	366, 900	418, 700	
32	237, 300	299, 300	367, 700	420, 200	
33	238, 700	300, 800	368, 400	421, 500	
34	240, 200	302, 300	369, 200	422, 900	
35	241, 700	303, 800	370, 000	424, 300	
36	243, 200	305, 200	370, 800	425, 700	
37	244, 700	306, 600	371, 600	427, 100	
38	246, 300	307, 500	372, 400	428, 500	
39	247, 900	308, 400	373, 200	429, 900	
40	249, 500	309, 300	374, 000	431, 300	
41	251, 100	310, 100	374, 800	432, 400	
42	252, 600	310,600	376, 100	433, 700	
43	254, 100	311, 100	377, 400	435, 100	
44	255, 600	311,600	378, 600	436, 400	
45	257, 100	312, 100	379, 300	437, 200	
46	258, 400	312, 600	380, 300	438, 000	
47	259, 600	313, 100	381, 100	438, 900	
48	260, 800	313, 600	381, 800	439, 800	
49	262, 000	314, 000	382, 500	440, 600	
50	263, 100	314, 500	383, 200	441, 400	
51	264, 200	315, 000	383, 900	442,000	
52	265, 300	315, 500	384, 600	442, 800	
53	266, 400	315, 900	385, 200	443, 200	
54	267, 500	316, 400	385, 900	443, 800	
55	268, 500	316, 800	386, 700	444, 300	1

56	269, 500	317, 200	387, 500	444, 800	
57	270, 500	317, 600	388, 100	445, 300	!
58	271, 200	318, 000	388, 900		!
59	271, 800	318, 400	389, 600		!
60	272, 400	318, 800	390, 300		!
61	273, 000	319, 200	390, 900		
62	273, 600	319, 800	391, 600		
63	274, 200	320, 400	392, 300		!
64	274, 800	321, 000	393, 000		!
65	275, 400	321, 500	393, 700		!
66	276, 000	322, 100	394, 300		!
67	276, 600	322, 700	394, 900		!
68	277, 200	323, 300	395, 600		!
69	277, 800	323, 800	396, 300	-	!
70	278, 500	324, 400	396, 800		!
71	279, 200	325, 000	397, 400		!
72	279, 900	325, 600	398, 000		!
73	280, 500	326, 100	398, 500	j	
74	281, 200	326, 800	399, 100	j	
75	281, 900	327, 500	399, 700		
76	282, 600	328, 200	400, 200		j
77	283, 200	328, 900	400, 700		j
78	283, 900	329, 600	401, 200		j
79	284, 600	330, 300	401, 700		j
80	285, 200	331,000	402, 400		j
81	285, 800	331, 700	402, 800		İ
82	286, 500	332, 500			İ
83	287, 200	333, 200			
84	287, 800	333, 800			
85	288, 400	334, 300	ĺ		
86	289, 100	334, 800			
87	289, 800	335, 200			
88	290, 400	335, 600	ĺ		
89	291, 000	335, 900	İ		
90	291, 700	336, 400	İ		
91	292, 400	336, 800	ĺ		
92	293, 000	337, 200	ĺ		

93	293, 600	337, 500
94	294, 300	337, 900
95	294, 900	338, 300
96	295, 500	338, 700
97	295, 800	339, 200
98	296, 400	339, 700
99	297, 000	340, 200
100	297, 500	340, 700
101	298, 000	341, 200
102	298, 400	341, 700
103	298, 800	342, 200
104	299, 200	342, 700
105	299, 600	343, 100
106	300, 100	343, 500
107	300, 600	344, 000
108	300, 900	344, 400
109	301, 100	344, 900
110	301, 500	345, 300
111	301, 800	345, 700
112	302, 000	346, 100
113	302, 300	346, 600
114	302, 600	347, 000
115	302, 900	347, 400
116	303, 200	347, 800
117	303, 500	348, 300
118	303, 800	348, 700
119	304, 000	349, 100
120	304, 300	349, 500
121	304, 600	349, 900

附 則(平成18年3月31日 18規程第2号)

(施行期日)

1 この規程は平成18年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に 掲げられているものの切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応 する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の業務の級 が掲げられているときは、理事長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級と する。

(号俸の切替え)

- 3 前項により新級が定められる職員(次項に掲げる職員)の切替日における号俸(以下「新 号俸」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 次号に規定する職員を除き、旧級、その者の切替日の前日における号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(理事長が定める職員にあっては、理事長が定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。
 - (2) 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に 定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

4 切替日の前日おいて事務系職俸給表及び研究職俸給表に定める職務の級における最高 の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の新級及び新号俸は、切替日の前日に受け ていた俸給月額及び経過期間に応じて附則別表第4に定める号俸とする。同欄に2の職 務の級が掲げられているときは、理事長の定めるところにより、定められた職務の級 に対応する号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の 新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものと した場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、 必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の防災科学技術研究所職員給与規程(13 規程第17号)(以下「旧職員給与規程」という。)及びこれらに基づく理事長達の規定に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 7 俸給の切替えに伴う経過措置は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける 俸給月額が同日において受けていた俸給月額(給与規程(22 規程第12 号。以下、「平成22 年改正規程」という。)の施行日において、平成22 年改正規程附則第2号(1)に 規定する減額改正対象職員である者にあっては、当該俸給月額に100分の99.5 を乗 じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とす

- る。)に達しないこととなるもの(理事長が定める職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額(附則第14条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。
- (2) 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前号に規定する職員を除く。)について、同号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同号の規定に準じて、俸給を支給する。
- (3) 切替日以降に新に俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2号の規定に準じて、俸給を支給する。

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

8 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第18条第2項	4	号	俸	3	号	棒
	3	号	俸	2	号	俸
第18条第3項	4	뭉	俸	3	号	俸
	3	号	俸	2	号	俸
	2	号	俸	1	号	俸

(平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例)

9 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条第1	100分の1	100分の12を超えない範囲内で地域手当支給細則に定める割
項	2	合

(期末手当の在職期間)

10 引継職員の第34条第2項に規定する「基準日以前6箇月以内における職員の在職期間」には、平成18年6月1日を基準日とする場合、施行日前日までの防災科学技術研究所の職員として在職した期間も含めるものとする。

(勤勉手当の在職期間)

11 引継職員の第35条第1項の「基準日以前6ヶ月以内の期間」には平成18年6月1日 を基準日とする場合、施行日前日までの防災科学技術研究所の職員として在職した期 間も含めるものとする。

附則別表第1

職務の級の切替表

俸給表	旧級	新級
净和衣	口加汉	利阪
事務系職俸給表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
		10級
研究職俸給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
		6級

附則別表第2

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表

イ 事務系職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

	旧級										
旧号俸		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	経過期間										
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1

	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12 月以上	_ - 5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満		52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13

10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	17
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12 月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満		84	64	56	68	56	52	48	44	
	12 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	

	6月17月0日土港	87	67	58	71	59	55	51	47	
	6月以上9月未満 9月以上12月未満	88	68	58	72	60	56	52	48	
	12 月以上 12 月末個	89	69	58 59	73	61	57	53	48	
18	3月未満	89	69	59	73	61	57	53	49	
10	3月以上6月未満	90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		70	60	75	63	59	55		
	9月以上12月未満	91	72	60	76	64	60	56	51 52	
	12 月以上	93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満	93	73	61	77	65	61	57	55	
19	3月以上6月未満	93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満	93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満	93	76	62	80	68		60		
	12 月以上	93	77	62	81	69	64 65	61		
20	3月未満	90	77	62	81	69	65	61		
20	3月以上6月未満		78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満		79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満		80	63	84	72	68	64		
	12 月以上		81	63	85	73	69	65		
21	3月未満		81	63	85	73	69	65		
21	3月以上6月未満		82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満		83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満		84	64	88	76	72	68		
	12 月以上		85	65	89	77	73	69		
22	3月未満		85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満		86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満		87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満		88	66	92	80	76			
	12 月以上		89	67	93	81	77			
23	3月未満		89	67	93	81				
	3月以上6月未満		90	67	94	82				
	6月以上9月未満		91	68	95	83				
	9月以上12月未満		92	68	96	84				
	12 月以上		93	69	97	85				
24	3月未満		93	69	97	85				
	3月以上6月未満		94	70	98	86				
	6月以上9月未満		95	71	99	87				
	9月以上12月未満		96	72	100	88				
	3月未満 3月以上6月未満 6月以上9月未満 9月以上12月未満 12月以上 3月未満 3月以上6月未満 6月以上9月未満		89 90 91 92 93 93 94 95	67 68 68 69 69 70	93 94 95 96 97 97 98	81 82 83 84 85 85 86	77			

	12 月以上	97	73	101	89		
25	3月未満	97	73	101			
	3月以上6月未満	98	73	102			
	6月以上9月未満	99	74	103			
	9月以上12月未満	100		104			
	12 月以上	101	75	105			
26	3月未満	101	75	105			
	3月以上6月未満	102	75	106			
	6月以上9月未満	103	76	107			
	9月以上12月未満	104	76	108			
	12 月以上	105	77	109			
27	3月未満	105	77				
	3月以上6月未満	106	78				
	6月以上9月未満	107	79				
	9月以上12月未満	108	80				
	12 月以上	109	81				
28	3月未満	109	81				
	3月以上6月未満	110	82				
	6月以上9月未満	111	83				
	9月以上12月未満	112	84				
	12 月以上	113	85				
29	3月未満	113					
	3月以上6月未満	114					
	6月以上9月未満	115					
	9月以上12月未満	116					
	12 月以上	117					
30	3月未満	117					
	3月以上6月未満	118					
	6月以上9月未満	119					
	9月以上12月未満	120					
	12 月以上	121					
31	3月未満	121					
	3月以上6月未満	122					
	6月以上9月未満	123					
	9月以上12月未満	124					
20	12月以上	125					
32	3月未満	125					

ć	3月以上6月未満		125				
6	6月以上9月未満		125				
Ć	9月以上12月未満		125				
	12 月以上		125				

ロ 研究職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

<u> </u>	九戦学和衣り週用で	<u>'</u> × ') (2)		V 7 /3/1
	旧級				
旧号俸		1級	2級	3級	4級
	経過期間				
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12 月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12 月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	2
	6月以上9月未満	15	15	11	3
	9月以上12月未満	16	16	12	4
	12 月以上	17	17	13	5
6	3月未満	17	17	13	5
	3月以上6月未満	18	18	14	6
	6月以上9月未満	19	19	15	7
	9月以上12月未満	20	20	16	8

	12 月以上	21	21	17	9
7	3月未満	21	21	17	9
	3月以上6月未満	22	22	18	10
	6月以上9月未満	23	23	19	11
	9月以上12月未満	24	24	20	12
	12 月以上	25	25	21	13
8	3月未満	25	25	21	13
	3月以上6月未満	26	26	22	14
	6月以上9月未満	27	27	23	15
	9月以上12月未満	28	28	24	16
	12 月以上	29	29	25	17
9	3月未満	29	29	25	17
	3月以上6月未満	30	30	26	18
	6月以上9月未満	31	31	27	19
	9月以上12月未満	32	32	28	20
	12 月以上	33	33	29	21
10	3月未満	33	33	29	21
	3月以上6月未満	34	34	30	22
	6月以上9月未満	35	35	31	23
	9月以上12月未満	36	36	32	24
	12 月以上	37	37	33	25
11	3月未満	37	37	33	25
	3月以上6月未満	38	38	34	26
	6月以上9月未満	39	39	35	27
	9月以上12月未満	40	40	36	28
	12 月以上	41	41	37	29
12	3月未満	41	41	37	29
	3月以上6月未満	42	42	38	30
	6月以上9月未満	43	43	39	31
	9月以上12月未満	44	44	40	32
	12 月以上	45	45	41	33
13	3月未満	45	45	41	33
	3月以上6月未満	46	46	42	34
	6月以上9月未満	47	47	43	35
	9月以上12月未満		48	44	36
	12 月以上	49	49	45	37
14	3月未満	49	49	45	37

h					
	3月以上6月未満	50	50	46	38
	6月以上9月未満	51	51	47	39
	9月以上12月未満	52	52	48	40
	12 月以上	53	53	49	41
15	3月未満	53	53	49	41
	3月以上6月未満	54	54	50	42
	6月以上9月未満	55	55	51	43
	9月以上12月未満	56	56	52	44
	12 月以上	57	57	53	45
16	3月未満	57	57	53	45
	3月以上6月未満	58	58	54	46
	6月以上9月未満	59	59	55	47
	9月以上12月未満	60	60	56	48
	12 月以上	61	61	57	49
17	3月未満	61	61	57	49
	3月以上6月未満	62	62	58	50
	6月以上9月未満	63	63	59	51
	9月以上12月未満	64	64	60	52
	12 月以上	65	65	61	53
18	3月未満	65	65	61	53
	3月以上6月未満	66	66	62	54
	6月以上9月未満	67	67	63	55
	9月以上12月未満	68	68	64	56
	12 月以上	69	69	65	57
19	3月未満	69	69	65	57
	3月以上6月未満	70	70	66	58
	6月以上9月未満	71	71	67	59
	9月以上12月未満	72	72	68	60
	12 月以上	73	73	69	61
20	3月未満	73	73	69	61
	3月以上6月未満	74	74	70	62
	6月以上9月未満	75	75	71	63
	9月以上12月未満	76	76	72	64
	12 月以上	77	77	73	65
21	3月未満	77	77	73	65
	3月以上6月未満	78	78	74	66
	6月以上9月未満	79	79	75	67

	1				1
	9月以上12月未満	80	80	76	68
	12 月以上	81	81	77	69
22	3月未満	81	81	77	69
	3月以上6月未満	82	82	78	70
	6月以上9月未満	83	83	79	71
	9月以上12月未満	84	84	80	72
	12 月以上	85	85	81	73
23	3月未満	85	85	81	73
	3月以上6月未満	86	86	82	73
	6月以上9月未満	87	87	83	73
	9月以上12月未満	88	88	84	73
	12 月以上	89	89	85	73
24	3月未満	89	89	85	
	3月以上6月未満	90	90	86	
	6月以上9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12 月以上	93	93	89	
25	3月未満	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	89	
	6月以上9月未満	95	95	89	
	9月以上12月未満	96	96	89	
	12月以上	97	97	89	
26	3月未満	97	97		
	3月以上6月未満	98	98		
	6月以上9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12 月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12 月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	9月以上12月未満	108	108		
	12 月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		

	6月以上9月未満	111	111	
	9月以上12月未満	112	112	
	12 月以上	113	113	
30	3月未満	113		
	3月以上6月未満	114		
	6月以上9月未満	115		
	9月以上12月未満	116		
	12 月以上	117		
31	3月未満	117		
	3月以上6月未満	118		
	6月以上9月未満	119		
	9月以上12月未満	120		
	12 月以上	121		
32	3月未満	121		
	3月以上6月未満	121		
	6月以上9月未満	121		
	9月以上12月未満	121		
	12 月以上	121		

附則別表第3

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表

イ 旧級が事務系職俸給表の11級である職員の新号俸

	新級		
旧号俸		9級	10級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12 月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12 月以上	1	1

3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12 月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12 月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12 月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12 月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12 月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12 月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12 月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1

	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12 月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12 月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12 月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12 月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12 月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12 月以上	37	14
r	ᄻᅲᄀᅅᅔᄄᄼᆓᆄᅛᄼᆂᄼᄼ	/	

ロ 旧級が研究職俸給表の5級である職員の新号俸

— ты		<i>></i> 0 / ₁	<i>></i>
旧号俸	·	5級	6級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12 月以上	1	1

2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12 月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12 月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12 月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12 月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12 月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12 月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12 月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1

	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
13	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
14	3月未満	29	1
	3月以上6月未満	30	1
	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
15	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1

12月以上 41 1 1 3月未満 41 1 3月以上6月未満 42 1 6月以上9月未満 43 1 9月以上12月未満 44 1 12月以上 45 1 3月以上6月未満 46 1 6月以上9月未満 47 1 9月以上12月未満 48 1 12月以上 49 1 3月末満 50 1 6月以上9月未満 50 1 6月以上9月未満 51 1 9月以上12月未満 52 1 12月以上 53 1 3月以上6月未満 54 2 6月以上9月未満 54 2 6月以上9月未満 55 3 9月以上12月未満 56 4 12月以上 57 5 3 3月以上6月未満 58 6 6月以上9月未満 58 6 6月以上9月未満 59 7 9月以上12月未満 50 8 12月以上 61 9 3月以上6月未満 62 9 6月以上9月未満 63 10 9月以上12月未満 64 10 12月以上 65 11 3月以上6月未満 65 11 3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 68 12 12月以上 69 13 13 13 13 14 15 15 15 15 15 15 15		T		
3月以上6月未満 42 1 6月以上9月未満 43 1 9月以上12月未満 44 1 12月以上 45 1		12 月以上	41	1
6月以上9月未満 43 1 9月以上12月未満 44 1 12月以上 45 1 18 3月未満 46 1 6月以上9月未満 46 1 6月以上9月未満 47 1 9月以上12月未満 48 1 12月以上 49 1 19 3月未満 50 1 6月以上9月未満 50 1 6月以上9月未満 51 1 9月以上12月未満 52 1 12月以上 53 1 2月以上6月未満 54 2 6月以上9月未満 55 3 9月以上12月未満 56 4 12月以上 57 5 12月以上 57 5 21 3月未満 58 6 6月以上9月未満 58 6 6月以上9月未満 59 7 9月以上12月未満 60 8 12月以上 61 9 22 3月未満 61 9 3月以上6月未満 62 9 6月以上9月未満 63 10 9月以上12月未満 64 10 12月以上 65 11 2月以上 65 11 3月以上6月未満 64 10 12月以上 65 11 3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 67 12 9月以上12月未満 68 12	17	3月未満	41	1
9月以上12月未満 44 1 12月以上 45 1 18 3月未満 45 1 3月以上6月未満 46 1 6月以上9月未満 47 1 9月以上12月未満 48 1 12月以上 49 1 19 3月未満 49 1 3月以上6月未満 50 1 6月以上9月未満 51 1 9月以上12月未満 52 1 12月以上 53 1 20 3月未満 53 1 3月以上6月未満 54 2 6月以上9月未満 55 3 9月以上12月未満 56 4 12月以上 57 5 21 3月未満 57 5 3月以上6月未満 58 6 6月以上9月未満 59 7 9月以上12月未満 60 8 12月以上 61 9 22 3月未満 61 9 22 3月未満 62 9 6月以上9月未満 62 9 6月以上9月未満 62 9 6月以上9月未満 62 9 6月以上9月未満 62 9 6月以上9月未満 62 9 6月以上9月未満 63 10 9月以上12月未満 64 10 12月以上 65 11 23 3月未満 65 11 3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11		3月以上6月未満	42	1
12月以上 45 1 18 3月未満 46 1 3月以上6月未満 46 1 6月以上9月未満 47 1 9月以上12月未満 48 1 12月以上 49 1 3月以上6月未満 50 1 6月以上9月未満 51 1 9月以上12月未満 52 1 12月以上 53 1 3月以上6月未満 54 2 6月以上9月未満 55 3 9月以上12月未満 56 4 12月以上 57 5 3月以上6月未満 58 6 6月以上9月未満 59 7 9月以上12月未満 50 8 12月以上 61 9 22 3月未満 61 9 3月以上6月未満 62 9 6月以上9月未満 64 10 12月以上 65 11 2月以上 65 11 23 3月末満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 68 12		6月以上9月未満	43	1
18 3月未満 45 1 3月以上6月未満 46 1 6月以上9月未満 47 1 9月以上12月未満 48 1 12月以上 49 1 1 3月以上6月未満 50 1 6月以上9月未満 51 1 9月以上12月未満 52 1 12月以上 53 1 2月以上 53 1 3月以上6月未満 54 2 6月以上9月未満 55 3 9月以上12月未満 56 4 12月以上 57 5 3 3月以上6月未満 58 6 6月以上9月未満 58 6 6月以上9月未満 59 7 9月以上12月未満 60 8 12月以上 61 9 22 3月未満 61 9 3月以上6月未満 62 9 6月以上9月未満 62 9 6月以上9月未満 62 9 6月以上9月未満 64 10 12月以上 65 11 23 3月末満 65 11 3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 67 12 9月以上12月未満 68 12		9月以上12月未満	44	1
3月以上6月未満 46 1 6月以上9月未満 47 1 9月以上12月未満 48 1 12月以上 49 1 1 3月以上6月未満 50 1 6月以上9月未満 51 1 9月以上12月未満 52 1 12月以上 53 1 2 3月以上6月未満 54 2 6月以上9月未満 55 3 9月以上12月未満 56 4 12月以上 57 5 3 3月以上6月未満 58 6 6月以上9月未満 59 7 9月以上12月未満 50 8 12月以上 61 9 22 3月未満 60 8 12月以上 61 9 22 3月未満 62 9 6月以上9月未満 62 9 6月以上9月未満 62 9 6月以上9月未満 63 10 9月以上12月未満 63 10 9月以上12月未満 64 10 12月以上 65 11 2月以上 65 11 3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 68 12		12 月以上	45	1
6月以上9月未満 47 1 9月以上12月未満 48 1 12月以上 49 1 19 3月未満 50 1 6月以上9月未満 50 1 6月以上9月未満 51 1 9月以上12月未満 52 1 12月以上 53 1 20 3月未満 54 2 6月以上9月未満 55 3 9月以上12月未満 56 4 12月以上 57 5 21 3月未満 57 5 3月以上6月未満 58 6 6月以上9月未満 59 7 9月以上12月未満 60 8 12月以上 61 9 22 3月未満 62 9 6月以上9月未満 62 9 6月以上9月未満 63 10 9月以上12月未満 64 10 12月以上 65 11 23 3月未満 65 11 23 3月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 66 11	18	3月未満	45	1
9月以上12月未満 48 1 12月以上 49 1 1 1 1 1 1 1 1 1		3月以上6月未満	46	1
12月以上 49 1 19 3月未満 49 1 3月以上6月未満 50 1 6月以上9月未満 51 1 9月以上12月未満 52 1 12月以上 53 1 3月以上6月未満 54 2 6月以上9月未満 55 3 9月以上12月未満 56 4 12月以上 57 5 3 3 5 5 5 3 5 5 5		6月以上9月未満	47	1
19 3月未満 49 1 3月以上6月未満 50 1 6月以上9月未満 51 1 9月以上12月未満 52 1 12月以上 53 1 20 3月未満 53 1 3月以上6月未満 54 2 6月以上9月未満 55 3 9月以上12月未満 56 4 12月以上 57 5 21 3月未満 57 5 3月以上6月未満 58 6 6月以上9月未満 59 7 9月以上12月未満 60 8 12月以上 61 9 22 3月未満 61 9 3月以上6月未満 62 9 6月以上9月未満 62 9 6月以上9月未満 63 10 9月以上12月未満 64 10 12月以上 65 11 23 3月未満 65 11 3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 67 12		9月以上12月未満	48	1
3月以上6月未満 50 1 6月以上9月未満 51 1 9月以上12月未満 52 1 12月以上 53 1 2 3月未満 54 2 6月以上9月未満 55 3 9月以上12月未満 56 4 12月以上 57 5 3月以上6月未満 58 6 6月以上9月未満 59 7 9月以上12月未満 60 8 12月以上 61 9 3月以上6月未満 62 9 6月以上9月未満 63 10 9月以上12月未満 64 10 12月以上 65 11 3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 9月以上12月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 66 11		12 月以上	49	1
6月以上9月未満 51 1 9月以上12月未満 52 1 12月以上 53 1 2 1 3月末満 53 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3 1 3	19	3月未満	49	1
9月以上12月未満 52 1 12月以上 53 1 20 3月未満 53 1 3月以上6月未満 54 2 6月以上9月未満 55 3 9月以上12月未満 56 4 12月以上 57 5 21 3月未満 57 5 3月以上6月未満 58 6 6月以上9月未満 59 7 9月以上12月未満 60 8 12月以上 61 9 22 3月未満 61 9 3月以上6月未満 62 9 6月以上9月未満 63 10 9月以上12月未満 64 10 12月以上 65 11 23 3月未満 65 11 3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 68 12		3月以上6月未満	50	1
12 月以上 53 1 20 3 月未満 54 2 6 月以上 9 月未満 55 3 9 月以上 12 月未満 56 4 12 月以上 57 5 5 3 月以上 6 月未満 58 6 6 月以上 9 月未満 59 7 9 月以上 12 月未満 60 8 12 月以上 61 9 3 月以上 6 月未満 62 9 6 月以上 9 月未満 63 10 9 月以上 12 月未満 64 10 12 月以上 65 11 3 月以上 6 月未満 66 11 6 月以上 9 月未満 66 11 6 月以上 9 月未満 67 12 9 月以上 12 月未満 67 12 9 月以上 12 月未満 68 12		6月以上9月未満	51	1
20 3月未満 53 1 3月以上6月未満 54 2 6月以上9月未満 55 3 9月以上12月未満 56 4 12月以上 57 5 3月以上6月未満 58 6 6月以上9月未満 59 7 9月以上12月未満 60 8 12月以上 61 9 3月以上6月未満 62 9 6月以上9月未満 63 10 9月以上12月未満 64 10 12月以上 65 11 3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 66 12 9月以上12月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 68 12		9月以上12月未満	52	1
3月以上6月未満 54 2 6月以上9月未満 55 3 9月以上12月未満 56 4 12月以上 57 5 3月未満 57 5 3月以上6月未満 58 6 6月以上9月未満 59 7 9月以上12月未満 60 8 12月以上 61 9 22 3月未満 61 9 3月以上6月未満 62 9 6月以上9月未満 63 10 9月以上12月未満 64 10 12月以上 65 11 23 3月未満 65 11 3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 67 12		12 月以上	53	1
6月以上9月未満 55 3 9月以上12月未満 56 4 12月以上 57 5 21 3月未満 57 5 3月以上6月未満 58 6 6月以上9月未満 59 7 9月以上12月未満 60 8 12月以上 61 9 22 3月未満 61 9 3月以上6月未満 62 9 6月以上9月未満 63 10 9月以上12月未満 64 10 12月以上 65 11 23 3月未満 65 11 3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 67 12	20	3月未満	53	1
9月以上12月未満 56 4 12月以上 57 5 21 3月未満 57 5 3月以上6月未満 58 6 6月以上9月未満 59 7 9月以上12月未満 60 8 12月以上 61 9 22 3月未満 61 9 3月以上6月未満 62 9 6月以上9月未満 63 10 9月以上12月未満 64 10 12月以上 65 11 23 3月未満 65 11 3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 67 12		3月以上6月未満	54	2
12月以上 57 5 21 3月未満 57 5 3月以上6月未満 58 6 6月以上9月未満 59 7 9月以上12月未満 60 8 12月以上 61 9 22 3月未満 61 9 3月以上6月未満 62 9 6月以上9月未満 63 10 9月以上12月未満 64 10 12月以上 65 11 23 3月未満 65 11 3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 68 12		6月以上9月未満	55	3
21 3月未満 57 5 3月以上6月未満 58 6 6月以上9月未満 59 7 9月以上12月未満 60 8 12月以上 61 9 3月以上6月未満 62 9 6月以上9月未満 63 10 9月以上12月未満 64 10 12月以上 65 11 3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 68 12		9月以上12月未満	56	4
3月以上6月未満 58 6 6月以上9月未満 59 7 9月以上12月未満 60 8 12月以上 61 9 22 3月未満 61 9 3月以上6月未満 62 9 6月以上9月未満 63 10 9月以上12月未満 64 10 12月以上 65 11 23 3月未満 65 11 3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 67 12		12 月以上	57	5
6月以上9月未満 59 7 9月以上12月未満 60 8 12月以上 61 9 22 3月未満 61 9 3月以上6月未満 62 9 6月以上9月未満 63 10 9月以上12月未満 64 10 12月以上 65 11 23 3月未満 65 11 3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 67 12	21	3月未満	57	5
9月以上12月未満60 8 12月以上61 9 22 3月未満61 9 3月以上6月未満62 9 6月以上9月未満63 10 9月以上12月未満64 10 12月以上65 11 23 3月未満65 11 3月以上6月未満66 11 6月以上9月未満67 12 9月以上12月未満68 12		3月以上6月未満	58	6
12 月以上 61 9 22 3 月未満 61 9 3 月以上 6 月未満 62 9 6 月以上 9 月未満 63 10 9 月以上 12 月未満 64 10 12 月以上 65 11 3 月以上 6 月末満 66 11 6 月以上 9 月末満 67 12 9 月以上 12 月未満 68 12		6月以上9月未満	59	7
22 3月未満 61 9 3月以上6月未満 62 9 6月以上9月未満 63 10 9月以上12月未満 64 10 12月以上 65 11 23 3月未満 65 11 3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 68 12		9月以上12月未満	60	8
3月以上6月未満 62 9 6月以上9月未満 63 10 9月以上12月未満 64 10 12月以上 65 11 23 3月未満 65 11 3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 68 12		12 月以上	61	9
6月以上9月未満 63 10 9月以上12月未満 64 10 12月以上 65 11 23 3月未満 65 11 3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 68 12	22	3月未満	61	9
9月以上12月未満 64 10 12月以上 65 11 23 3月未満 65 11 3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 68 12		3月以上6月未満	62	9
12月以上 65 11 23 3月未満 65 11 3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 68 12		6月以上9月未満	63	10
23 3月未満 65 11 3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 68 12		9月以上12月未満	64	10
3月以上6月未満 66 11 6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 68 12		12 月以上	65	11
6月以上9月未満 67 12 9月以上12月未満 68 12	23	3月未満	65	11
9月以上12月未満 68 12		3月以上6月未満	66	11
		6月以上9月未満	67	12
12 月以上 69 13		9月以上12月未満	68	12
		12 月以上	69	13

職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の俸給月額の切替え

イ 旧級が事務系職俸給表のうち、11級以外である職員の新号俸

旧級	経過期間 上俸給月額		3月以上6月未 満	6月以上9月未 満	9月以上 12月未 満	12月以上		
	全ての俸給月額			 里事長が別に定る) うる			
	全ての俸給月額		93(最高号俸)					
3級	全ての俸給月額			125(最高号俸)				
4級	365, 400	85	85	86	86	87		
	367, 600	87	87	88	88	89		
	369, 800	89	90	91	92	93		
	372, 000	93	94	95	96	97		
	374, 200	97	98	99	100	101		
	376, 400	101	102	103	104	105		
	378, 600	105	106	107	108	109		
	380, 800	109	109	110	110	111		
	383, 000	111	111	112	112	113		
	上記以外の俸給 月額			113(最高号俸)				
5級	383, 000	109	110	111	112	113		
	上記以外の俸給 月額			113(最高号俸)				
6級	418, 700	89	90	91	92	93		
	上記以外の俸給 月額			93(最高号俸)				
7級	429, 200	77	78	79	80	81		
	432, 700	81	82	83	84	85		
	上記以外の俸給 月額			85(最高号俸)				
8級	453, 200	69	70	71	72	73		
	456, 800	73	74	75	76	77		
	上記以外の俸給 月額			77(最高号俸)				
9級	489, 400	53	54	55	56	57		
	493, 500	57	58	59	60	61		
	上記以外の俸給 月額			61(最高号俸)				
	513, 000	37	38	39	40	41		

10	517, 400	41	42	43	44	45
10	上記以外の俸給 月額			45(最高号俸)		

ロ 旧級が事務系職俸給表の11級である職員の新号俸

	経過期 間		3月以上6月	6月以上9月	9月以上12月	12 月以
旧俸給月額	\		未満	未満	未満	上
	新級					
580, 300	9級	37	38	39	40	41
	10級	14	14	15	15	15
上記以外の俸給	9級			41(最高号俸)		
月額	10級			15		

ハ 旧級が研究職俸給表の5級である職員の新号俸

旧俸給月額	経過期間	3月未 満	3月以上6月 未満	6月以上9月 未満	9月以上12月 未満	12月以上	
579, 900		69	70	71	72	73	
	6級	13	13	14	14	15	
上記以外の俸給	5級	73(最高号俸)					
月額	6級	15					

ニ 旧級が研究職俸給表のうち、5級以外である職員の新号俸

旧級	経過期間	3月未		6月以上9月未 満	9月以上12月未 満	12月以上				
1級	全ての俸給月額	121(最高号俸)								
2級	371, 700	113	114	115	116	117				
	374, 400	117	117 118 119 120 121							
	上記以外の俸給 月額		121(最高号俸)							
3級	全ての俸給月額	89(最高号俸)								
4級	全ての俸給月額			73(最高号俸)	73(最高号俸)					

附 則(平成19年3月1日 19規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。 (平成23年3月31日までの間における役職手当に関する経過措置) 2 防災科学技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程(平成18規程第2号)附則第7項の規定による俸給を支給される職員のうちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える職員についてのこの規程による改正後の防災科学技術研究所職員給与規程(以下「新規程」という。)第22条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とあるのは、

「職員の俸給月額と防災科学技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程(平成 18 規程第 2 号) 附則第 7 項の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

3 平成20年3月31日までの間においては、新規程第24条の3第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 4 新規程第24条の3の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の運用については、人事院規則に準拠して取り 扱うこととする。

附 則(平成19年11月30日 19規程第7号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年11月30日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(防災科学技術研究所職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第3 5条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の職員給与規程(以下 「改正後の職員給与規程」という。)の規定及び第3条の規定(防災科学技術研究所任期 付研究員規程(以下「任期付研究員規程」という。)第11条第2項の改正規定を除く。 附則第5項において同じ。)による改正後の任期付研究員規程(附則第5項において「改 正後の任期付研究員規程」という。)の規定は、平成19年4月1日から適用する。 (平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)
- 3 平成19年4月1日からこの規程の施行日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長の定める職

員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理 事長の定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衝上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の職員給与規程又は改正後の任期付研究員規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程又は第3条の規定による改正前の任期付研究員規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程又は改正後の任期付研究員規程の規定による給与の内払いとみなす。
- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、 理事長が定める。

附 則(平成21年6月1日 21規程第5号)

(施行期日)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年11月26日 21規程第12号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第34条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算出された期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表における職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものである職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、その減額改定対象職員とな

った日において減額改定対象職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改正対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
事務系職俸給表	1級	1 号俸から 56 号俸まで
	2級	1 号俸から 24 号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
研究職俸給表	1級	1 号俸から 56 号俸まで
	2級	1 号俸から 32 号俸まで

- (2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末 手当及び勤勉手当の合計に100分の0.24を乗じて得た額
- 3 前項第1号及び第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て るものとする。

附 則(平成22年3月12日 22規程第1号)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月30日 22規程第12号)

(施行期日)

1 この規定は平成22年12月1日より施行する。ただし、防災科学技術研究所職員給与 規程の一部を改正する規程(22規程第12号)第2条並びに附則第5項の規定は、平成23 年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の職員給与規程第34条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表における職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものである職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、その減額改定対象職員とな

った日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改正対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
事務系職俸給表	1級	1 号俸から 93 号俸まで
	2級	1 号俸から 64 号俸まで
	3級	1 号俸から 48 号俸まで
	4級	1 号俸から 32 号俸まで
	5級	1 号俸から 24 号俸まで
	6級	1 号俸から 16 号俸まで
	7級	1 号俸から 4 号俸まで
研究職俸給表	1級	1 号俸から 96 号俸まで
	2級	1 号俸から 72 号俸まで
	3級	1 号俸から 40 号俸まで
	4級	1 号俸から 24 号俸まで
	5級	1 号俸から 4 号俸まで

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末 手当及び勤勉手当の合計に100分の0.28を乗じて得た額
- 3 前項第1号及び第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て るものとする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

4 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の職員給与規程附則第14条の規定の適用については、同規程中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは防災科学技術研究所職員給与規程の一部を改正する規程(22規程第12号)の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

5 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において職員給与規程第18条の規定により昇給した職員その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして初任給、昇格及び昇給等基準に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

6 前4項に定めるもののほか、この規程の運用については、人事院規則に準拠して取り 扱うこととする。

附 則(平成23年3月31日 23規程第6号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。 (研究員調整手当の廃止に伴う経過措置)
- 2 平成23年3月31日において、廃止された研究員調整手当の適用を受けていた者は、 平成23年4月1日から平成24年3月31日の間、理事長が別に定める支給割合の研究 員調整手当を支給する。

附 則(平成24年3月30日 24規程第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 防災科学技術研究所職員給与規程(以下「規程」という。)の一部を改正する規程(平成 18年3月31日18規程第2号)附則第7項中「100分の99.59」とあるのは「100分の9 9.1」と、「には」の下に「、平成26年3月31日までの間」を加える。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成24年6月に職員に支給する期末手当の額は、規程第34条第2項及び第4項から 第6項まで若しくは、規程第38条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項若し くは附則第14条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以 下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において 「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基 準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成23年4月1日(同月2日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(規程附則第17条の規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当(規程第28条第2項に規定する別に定める額を除く。)の月額(規程附則第14条により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数平成24年3月までの月数(平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期

間がある職員にあっては、当該月数から当該期間に該当する月数を減じた月数)を乗じて得た額

本給表	職務の級	号俸
事務系職俸給表	1級	1 号俸から 93 号俸まで
	2級	1 号俸から 76 号俸まで
	3級	1 号俸から 60 号俸まで
	4級	1 号俸から 44 号俸まで
	5級	1 号俸から 36 号俸まで
	6級	1 号俸から 28 号俸まで
	7級	1 号俸から 16 号俸まで
	8級	1 号俸から 4 号俸まで
研究職俸給表	1級	1 号俸から 108 号俸まで
	2級	1 号俸から84 号俸まで
	3級	1 号俸から 52 号俸まで
	4級	1 号俸から 36 号俸まで
	5級	1 号俸から 16 号俸まで

- (2) 平成23年6月1日及び同年12月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額(平成24年4月1日において号俸の調整を行う者)
- 4 平成24年4月1日(以下「調整日」という。)において、次の各号に掲げる職員については号俸の調整を行うものとする。
 - (1) 調整日において 30 歳以上 36 歳未満の職員のうち、平成 19 年昇給等抑制職員、平成 20 年昇給等抑制職員又は平成 21 年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員
 - (2) 調整日において 30 歳に満たない職員のうち、平成 19 年昇給等抑制職員、平成 20 年昇給等抑制職員又は平成 21 年昇給等抑制職員のいずれかのみに該当する職員
 - (3) 調整日において 30 歳に満たない職員のうち、平成 19 年昇給等抑制職員、平成 20 年昇給等抑制職員又は平成 21 年昇給等抑制職員のいずれか 2 以上に該当する職員 (調整日における号俸)
- 5 調整日における号棒は、前項(1)及び(2)いずれかに該当する職員にあっては1号棒、 前項(3)に該当する職員にあっては2号棒上位の号棒とする。
- 6 調整日において36歳に満たない職員(前項に該当する職員を除く。)のうち、当該職員 の号俸の決定の状況により前項に該当する職員との均衡を考慮して、調整の必要があると認められる職員の調整日における号俸は、前項を準用して上位の号俸とすることができる。
- 7 前2項の規定によりがたい場合、理事長は別段の取扱いをすることができる。

附 則(平成24年5月25日 24規程第7号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。 (給与の特例)
- 2 この規程の施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間(以下「特例期間」という。)においては、規程第 15 条第 1 項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額(平成 18 年 3 月 31 日 18 規程第 2 号改正附則第 7 の規定による俸給を含み、当該職員が規程第 39 条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、半額を減ぜられた俸給月額をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表に掲げる俸給表及び職務の級の区分に応じそれぞれ定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
事務系職俸給表	2級以下	100 分の 4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100 分の 9.77
研究職俸給表	2級以下	100 分の 4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100 分の 9.77

- 3 特例期間においては、規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当 たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ず る。
 - (1) 役職手当 当該職員の役職手当の月額に 100 分の 10 を乗じた額
 - (2) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率 を乗じて得た額並びに当該職員の役職手当に対する地域手当の月額に 100 分の 10 を 乗じて得た額
 - (3) 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支 給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の役職手当に対する広域異動手当の月額に1 00分の10を乗じて得た額
 - (4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (5) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (6) 規程第38条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに 定める額
 - イ 規程第38条第1項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 規程第38条第2項又は第3項 前項並びに(2)から(4)までに定める額に100分 の80を乗じて得た額

- ハ 規程第38条第4項 前項及び(2)から(3)までに定める額に、同条第4項の規定 により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 二 規程第38条第5項 前項及び(2)から(4)までに定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 規程第38条第7項 (4)に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第5項の 規定により給与の支給を受けている職員にあっては、同号に定める額に、同項の 規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)
- 4 特例期間においては、規程第11条及び第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、規程第14条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、規程附則第14条の適用を受ける職員に対する第2項、第3項 (2)から(6)まで並びに第4項の規定の適用については、第2項中「、俸給月額に」とあ るのは「、俸給月額から規程附則第14条第1項に定める額に相当する額を減じた額 に」と、第3項(2)中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対 する地域手当の月額から規程附則第14条第2項に定める額に相当する額を減じた額」 と、同項(3)中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対す る広域異動手当の月額から規程附則第14条第3項に定める額に相当する額を減じた 額」と、同項(4)中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から規程附則第14条第 5項に定める額に相当する額を減じた額」と、同項(5)中「勤勉手当の額」とあるのは 「勤勉手当の額から規程附則第14条第6項に定める額に相当する額を減じた額」と、 同項(6)イ中「前項及び前各号」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた前項 及び前各号」と、同号ロ及び二中「前項並びに(2)から(4)まで」とあるのは「第6項の 規定により読み替えられた前項並びに(2)から(4)まで」と、同号ハ中「前項及び(2)か ら(3)まで」とあるのは「第6項の規定により読み替えられた前項並びに(2)から(3)ま で」と、同号ホ中「(4)」とあるのは第5項の規定により読み替えられた(4)と、第4項 中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から規程附則第16条の規定により給 与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。
- 6 第2項から第5項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則(平成25年2月28日 25規程第11号) この規程は、平成25年4月1日から施行する。 附 則(平成25年3月29日 25規程第21号)

(施行日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する (平成25年4月1日において号俸の調整を行う者)
- 2 平成25年4月1日(以下「調整日」という)において、次の各号に掲げる職員について は号俸の調整を行うものとする。
 - (1) 調整日において 31 歳以上 37 歳未満の職員のうち、平成 19 年昇給等抑制職員、平成 20 年昇給等抑制職員又は平成 21 年昇給等抑制職員のいずれか 2 以上に該当する職員
 - (2) 調整日において 37 歳以上 39 歳未満の職員のうち、平成 19 年昇給等抑制職員、平成 20 年昇給等抑制職員又は平成 21 年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員 (調整日における号俸)
- 3 前項に該当する職員にあっては1号俸上位の号俸とする。
- 4 前2項の規定によりがたい場合、理事長は別段の取扱いをすることができる。

附 則(平成25年12月20日 25規程第23号)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成26年3月13日 26規程第2号)

この規程は、平成26年3月13日から施行する。

附 則(平成26年4月1日 26規程第8号)

(施行日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。 (平成26年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成26年4月1日(以下「調整日」という。)において、次の各号に掲げる職員については1号俸上位の号俸に調整を行うものとし、この規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、理事長は別段の取扱をすることができるものとする。
 - (1) 調整日において 38 歳に満たない職員のうち、平成 19 年昇給等抑制職員、平成 20 年昇給等抑制職員及び平成 21 年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員
 - (2) 調整日において 38 歳以上 40 歳未満の職員のうち、平成 19 年昇給等抑制職員、平成 20 年昇給等抑制職員又は平成 21 年昇給等抑制職員のいずれか 2 以上に該当する職員
 - (3) 調整日において 40 歳以上 45 歳未満の職員のうち、平成 19 年昇給等抑制職員、平成 20 年昇給等抑制職員又は平成 21 年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

附 則(平成26年12月1日 26規程第25号)

1 この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定については、 平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(平成26年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸等の調整)

2 平成26年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間において、改正前の防災科学技術研究所職員給与規程により、新たに俸給表等の適用を受けることとなった者のその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった者については、必要な調整を行う。

(平成26年12月に支給する勤勉手当の経過措置)

3 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する第35条の規定の適用については、同条第2項中「100分の75」とあるのは、「100分の82.5」と、「100分の95」とあるのは、「100分の102.5」とする。

附 則(平成27年4月1日 27規程第57号)

(施行日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。 (俸給の切替えに伴う経過措置)

2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給 月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成30年3 年31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(俸給表の適用を受ける職 員のうち、その職務の級が俸給表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下 この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最 初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特 定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に百分の98.5を 乗じて得た額)を俸給として支給する。

(給与規程の適用に関する特例)

3 当分の間、次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第24条 第1項	100 分の 16	100 分の 16 を超えない範囲内で地域手当支給細則に定める割合
第28条	30,000円	30,000 円を超えない範囲内で単身赴任手当支給細則に定める割合
第2項	70,000 円	70,000 円を越えない範囲内で単身赴任手当支給細則に定める割合

(広域異動手当に関する特例)

4 施行日の日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして 異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当 該異動または移転に係る広域異動手当の支給に関する給与規定第24条の適用につい ては、同項第1項中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項2号中「100分の5」とあるのは、「100分の4」とする。

附 則(平成28年2月25日 28規程第4号)

(施行期日)

この規程は、平成28年3月1日から施行する。ただし、第1条の規程については、平成27年4月1日から適用し、第3条の規程については、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成28年6月20日 28規程第96号) この規程は、平成28年6月20日から施行する。

附 則(平成28年11月24日 28規程第110号)

- 1 この規程は、平成28年11月24日から施行する。ただし、第1条の規程については、 平成28年4月1日から適用する。
- 2 第2条の規程については、平成29年4月1日から適用する。 (平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の防災科学技術研究所職員給与規程(以下この条において「第2条改正後職員給与規程」という。)第23条第1項ただし書の規定は適用せず、第2条改正後職員給与規程第23条第2項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき6,500円(事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(以下「事務系職8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる品偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については10,000円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については9,000円)
- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の 防災科学技術研究所職員給与規程(以下この条において「第2条改正後職員給与規 程」という。)第23条第1項ただし書の規定は適用せず、第2条改正後職員給与規程 第23条第2項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあ るのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、

- 「(事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるものにあつては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」とする。
- 5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の 防災科学技術研究所職員給与規程(以下この条において「第2条改正後職員給与規程 程」という。)第23条第1項ただし書の規定は適用せず、第2条改正後職員給与規程 第23条第2項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」ある のは、「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下 「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が8級」とあるのは「が8級以 上」と、「が5級」とあるのは「が5級以上」と、「前項第2号」とあるのは「同項第 2号」とする。

附 則(平成29年12月21日 29規程第33号)

- 1 この規程は、平成29年12月21日から施行する。ただし、第1条の規程については、 平成29年4月1日から適用する。
- 2 第2条の規程については、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月27日 30規程第16号)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。 (平成30年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成30年4月1日(以下「調整日」という。)において、次の各号に掲げる職員については1号俸上位の号俸に調整を行うものとし、この規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、理事長は別段の取扱をすることができるものとする。
 - (1) 調整日において37歳に満たない職員のうち、平成27年昇給等抑制職員に該当する職員

附 則(平成30年11月13日 30規程第67号)

この規程は、平成30年11月13日から施行する。

附 則(平成30年11月21日 30規程第115号)

この規程は、平成30年11月21日から施行する。ただし、第1条は平成30年4月1日から適用し、第2条は平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和元年9月26日 元規程第45号) この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年11月28日 元規程第46号)

- 1 この規程は、令和元年11月28日から施行する。ただし、第1条の規程については、 平成31年4月1日から適用する。
- 2 第2条の規程については、令和2年4月1日から適用する。 (住居手当に関する経過措置)
- 3 第2条の規定の施行の日(第2条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の第26条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の掲げる区分のいずれかに該当するもの(住居手当支給細則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の第26条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で住居手当支給細則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 第2条の規定による改正後の第26条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の第26条第1項の規定により算出される 住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
 - (3) 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、住居手当支給細則で定める。

附 則(令和2年11月30日 2規程第34号)

この規程は、令和2年11月30日から施行する。ただし、第2条の規程については、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月25日 3規程第6号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月26日 4規程第25号)

この規程は、令和4年5月26日から施行する。ただし、令和4年6月に支給する期末 手当の額は、令和3年12月に支給された期末手当の額に、127.5分の15(事務系職俸給表 の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに研究職俸給表の適用を受 ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員の うち、期末・勤勉手当支給細則に定める職員を除く。第35条第2項において「特定管理 職員」という。)にあっては、107.5分の15)を乗じて得た金額を減じた額とする。 附 則(令和4年11月24日 4規程第39号)

- 1 この規程は、令和4年11月24日から施行する。ただし、第1条の規定については、 令和4年4月1日から適用する。
- 2 第2条の規定については、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和4年12月22日 4規程第43号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月22日 5規程第15号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年11月9日 5規程第53号)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規程については、令和5年4 月1日から適用する。
- 2 第2条の規程については、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和6年3月21日 6規程第2号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年3月21日から施行する。 (管理監督職を降任された職員の俸給月額の調整)
- 2 就業規則第27条第4項の規定により管理監督職を降任された職員であって、職員給与 規程第15条第3項により算出される俸給月額が、管理監督職を降任された日の前日に 受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額に達しないこととなる職員には、当 分の間、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則(令和6年11月21日 6規程第80号)

- 1 この規程は、令和6年12月16日から施行する。ただし、第1条の規定については、 令和6年4月1日から適用する。
- 2 第2条の規定については、令和6年12月1日から適用する。
- 3 第3条の規定については、令和7年4月1日から適用する。

附 則(令和7年3月19日 7規程第3号)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。 (号俸の切替え)
- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において事務系職俸給表(別表第1)又は研究職俸給表(別表第2)の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替

日における号俸(次項及び同表において「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸(同表において「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及びこれに準ずるものをした職員の新 号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものと した場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、 必要な調整を行うことができる。

(扶養手当の経過措置)

- 4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、改正後の第23条の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 事務系職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下の者及び研究職俸 給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以下の者に対して、配偶者に係る扶 養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とする。
 - (2) 子に係る扶養手当の月額(扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以降の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、第23条第3項により加算される前の額)は1人につき11,500円とする。

(地域手当の経過措置)

5 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、改正後の第24条の規定にかかわらず、兵庫県三木市に在勤する職員に対して支給する地域手当の支給割合は、100分の3とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

6 改正後の第27条第4項及び第28条第3項の規定は、切替日前に新たに俸給表の適用 を受ける職員となった者にも適用する。

(その他の経過措置の人事院規則等の準用)

7 附則第2項から第6項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則(人事院の所掌する事項以外の事項については、政令)を準用する。

附則別表 号俸の切替表(附則第2項関係)

イ 事務系職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

				職務	多の制	及		
旧号俸	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1

2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1	1	1			1	
4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3	1	1	1	1	1	1	1	1
6 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 3 1 1 1 3 1	4	1	1	1	1	1	1	1	1
7 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 2 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3	5	1	1	1	1	1	1	1	1
8 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2 1 1 3 1 1 1 1 3 1 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1	6	2	1	1	1	1	1	1	1
9 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 3 3 1 1 1 1 3 1 1 1 3 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 3 1 2 4 1 1 1 3 1 2 4 2 3 1 2 4 2	7	3	1	1	1	1	1	1	1
10 6 2 2 1 1 1 1 2 11 7 3 3 1 1 1 1 2 12 8 4 4 1 1 1 1 2 13 9 5 5 1 1 1 1 2 14 10 6 6 2 1 1 1 3 15 11 7 7 3 1 1 1 3 16 12 8 8 4 1 1 1 3 16 12 8 8 4 1 1 1 3 17 13 9 9 5 1 1 1 3 18 14 10 10 6 2 1 2 3 20 16 12 12 8 4	8	4	1	1	1	1	1	1	1
11 7 3 3 1 1 1 1 2 12 8 4 4 1 1 1 1 2 13 9 5 5 1 1 1 1 2 14 10 6 6 2 1 1 1 3 15 11 7 7 3 1 1 1 3 16 12 8 8 4 1 1 1 3 17 13 9 9 5 1 1 1 3 18 14 10 10 6 2 1 2 3 19 15 11 11 7 3 1 2 4 20 16 12 12 8 4 1 2 4 21 17 13 13 9 5	9	5	1	1	1	1	1	1	1
12 8 4 4 1 1 1 1 2 13 9 5 5 1 1 1 1 2 14 10 6 6 2 1 1 1 3 15 11 7 7 3 1 1 1 3 16 12 8 8 4 1 1 1 3 16 12 8 8 4 1 1 1 3 16 12 8 8 4 1 1 1 3 17 13 9 9 5 1 1 1 3 18 14 10 10 6 2 1 2 3 19 15 11 11 7 3 1 2 4 20 16 12 12 8 4 1 2 4 21 17 13 13 9 5	10	6	2	2	1	1	1	1	2
13 9 5 5 1 1 1 1 2 14 10 6 6 2 1 1 1 3 15 11 7 7 3 1 1 1 3 16 12 8 8 4 1 1 1 3 17 13 9 9 5 1 1 1 3 18 14 10 10 6 2 1 2 3 19 15 11 11 7 3 1 2 4 20 16 12 12 8 4 1 2 4 21 17 13 13 9 5 1 2 4 21 17 13 13 9 5 1 2 4 22 18 14 14 10	11	7	3	3	1	1	1	1	2
14 10 6 6 2 1 1 1 3 15 11 7 7 3 1 1 1 3 16 12 8 8 4 1 1 1 3 17 13 9 9 5 1 1 1 3 18 14 10 10 6 2 1 2 3 19 15 11 11 7 3 1 2 4 20 16 12 12 8 4 1 2 4 21 17 13 13 9 5 1 2 4 21 17 13 13 9 5 1 2 4 22 18 14 14 10 6 1 2 3 23 19 15 15 11 7 1 3 3 25 21 17 17 13	12	8	4	4	1	1	1	1	2
15 11 7 7 3 1 1 1 3 16 12 8 8 4 1 1 1 3 17 13 9 9 5 1 1 1 3 18 14 10 10 6 2 1 2 3 19 15 11 11 7 3 1 2 4 20 16 12 12 8 4 1 2 4 20 16 12 12 8 4 1 2 4 21 17 13 13 9 5 1 2 4 22 18 14 14 10 6 1 2 2 23 19 15 15 11 7 1 3 3 24 20 16 16 12 8 2 3 3 25 21 17 17 13	13	9	5	5	1	1	1	1	2
16 12 8 8 4 1 1 1 3 17 13 9 9 5 1 1 1 3 18 14 10 10 6 2 1 2 3 19 15 11 11 7 3 1 2 4 20 16 12 12 8 4 1 2 4 21 17 13 13 9 5 1 2 4 21 17 13 13 9 5 1 2 4 22 18 14 14 10 6 1 2 2 23 19 15 15 11 7 1 3 3 24 20 16 16 12 8 2 3 3 25 21 17 17 13 9 2 3 26 22 18 18 14 10 <td>14</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td>	14	10	6	6	2	1	1	1	3
17 13 9 9 5 1 1 1 3 18 14 10 10 6 2 1 2 3 19 15 11 11 7 3 1 2 4 20 16 12 12 8 4 1 2 4 21 17 13 13 9 5 1 2 4 21 17 13 13 9 5 1 2 4 22 18 14 14 10 6 1 2 2 23 19 15 15 11 7 1 3 3 24 20 16 16 12 8 2 3 3 25 21 17 17 13 9 2 3 2 26 22 18 18 14 10 2 3 3 27 23 19 15 11<	15	11	7	7	3	1	1	1	3
18 14 10 10 6 2 1 2 3 19 15 11 11 7 3 1 2 4 20 16 12 12 8 4 1 2 4 21 17 13 13 9 5 1 2 4 22 18 14 14 10 6 1 2 2 23 19 15 15 11 7 1 3 3 24 20 16 16 12 8 2 3 3 25 21 17 17 13 9 2 3 3 26 22 18 18 14 10 2 3 3 27 23 19 19 15 11 2 4 4 28 24 20 20 16 12 3 4 4 30 26 22 22 <	16	12	8	8	4	1	1	1	3
19 15 11 11 7 3 1 2 4 20 16 12 12 8 4 1 2 4 21 17 13 13 9 5 1 2 4 22 18 14 14 10 6 1 2 2 23 19 15 15 11 7 1 3 3 24 20 16 16 12 8 2 3 3 25 21 17 17 13 9 2 3 3 26 22 18 18 14 10 2 3 3 27 23 19 19 15 11 2 4 4 28 24 20 20 16 12 3 4 4 29 25 21 21 17 13 3 4 30 26 22 22 18	17	13	9	9	5	1	1	1	3
20 16 12 12 8 4 1 2 4 21 17 13 13 9 5 1 2 4 22 18 14 14 10 6 1 2 23 19 15 15 11 7 1 3 24 20 16 16 12 8 2 3 25 21 17 17 13 9 2 3 26 22 18 18 14 10 2 3 27 23 19 19 15 11 2 4 28 24 20 20 16 12 3 4 29 25 21 21 17 13 3 4 30 26 22 22 18 14 3 4 31 27 23 23 19 15 3 5 32 28 24 24<	18	14	10	10	6	2	1	2	3
21 17 13 13 9 5 1 2 4 22 18 14 14 10 6 1 2 23 19 15 15 11 7 1 3 24 20 16 16 12 8 2 3 25 21 17 17 13 9 2 3 26 22 18 18 14 10 2 3 27 23 19 19 15 11 2 4 28 24 20 20 16 12 3 4 29 25 21 21 17 13 3 4 30 26 22 22 18 14 3 4 31 27 23 23 19 15 3 5 32 28 24 24 20 16 3 5 33 29 25 25	19	15	11	11	7	3	1	2	4
22 18 14 14 10 6 1 2 23 19 15 15 11 7 1 3 24 20 16 16 12 8 2 3 25 21 17 17 13 9 2 3 26 22 18 18 14 10 2 3 27 23 19 19 15 11 2 4 28 24 20 20 16 12 3 4 29 25 21 21 17 13 3 4 30 26 22 22 18 14 3 4 31 27 23 23 19 15 3 5 32 28 24 24 20 16 3 5 33 29 25 25 21 17 3 5 34 30 26 26 22 <	20	16	12	12	8	4	1	2	4
23 19 15 15 11 7 1 3 24 20 16 16 12 8 2 3 25 21 17 17 13 9 2 3 26 22 18 18 14 10 2 3 27 23 19 19 15 11 2 4 28 24 20 20 16 12 3 4 29 25 21 21 17 13 3 4 30 26 22 22 18 14 3 4 31 27 23 23 19 15 3 5 32 28 24 24 20 16 3 5 33 29 25 25 21 17 3 5 34 30 26 26 22 18 4 5 35 31 27 27 23	21	17	13	13	9	5	1	2	4
24 20 16 16 12 8 2 3 25 21 17 17 13 9 2 3 26 22 18 18 14 10 2 3 27 23 19 19 15 11 2 4 28 24 20 20 16 12 3 4 29 25 21 21 17 13 3 4 30 26 22 22 18 14 3 4 31 27 23 23 19 15 3 5 32 28 24 24 20 16 3 5 33 29 25 25 21 17 3 5 34 30 26 26 22 18 4 5 35 31 27 27 23 19 4 6 36 32 28 28 24	22	18	14	14	10	6	1	2	
25 21 17 17 13 9 2 3 26 22 18 18 14 10 2 3 27 23 19 19 15 11 2 4 28 24 20 20 16 12 3 4 29 25 21 21 17 13 3 4 30 26 22 22 18 14 3 4 31 27 23 23 19 15 3 5 32 28 24 24 20 16 3 5 33 29 25 25 21 17 3 5 34 30 26 26 22 18 4 5 35 31 27 27 23 19 4 6 36 32 28 28 24 20 4 6 37 33 29 29 25	23	19	15	15	11	7	1	3	
26 22 18 18 14 10 2 3 27 23 19 19 15 11 2 4 28 24 20 20 16 12 3 4 29 25 21 21 17 13 3 4 30 26 22 22 18 14 3 4 31 27 23 23 19 15 3 5 32 28 24 24 20 16 3 5 33 29 25 25 21 17 3 5 34 30 26 26 22 18 4 5 35 31 27 27 23 19 4 6 36 32 28 28 24 20 4 6 37 33 29 29 25 21 4 6	24	20	16	16	12	8	2	3	
27 23 19 19 15 11 2 4 28 24 20 20 16 12 3 4 29 25 21 21 17 13 3 4 30 26 22 22 18 14 3 4 31 27 23 23 19 15 3 5 32 28 24 24 20 16 3 5 33 29 25 25 21 17 3 5 34 30 26 26 22 18 4 5 35 31 27 27 23 19 4 6 36 32 28 28 24 20 4 6 37 33 29 29 25 21 4 6	25	21	17	17	13	9	2	3	
28 24 20 20 16 12 3 4 29 25 21 21 17 13 3 4 30 26 22 22 18 14 3 4 31 27 23 23 19 15 3 5 32 28 24 24 20 16 3 5 33 29 25 25 21 17 3 5 34 30 26 26 22 18 4 5 35 31 27 27 23 19 4 6 36 32 28 28 24 20 4 6 37 33 29 29 25 21 4 6	26	22	18	18	14	10	2	3	
29 25 21 21 17 13 3 4 30 26 22 22 18 14 3 4 31 27 23 23 19 15 3 5 32 28 24 24 20 16 3 5 33 29 25 25 21 17 3 5 34 30 26 26 22 18 4 5 35 31 27 27 23 19 4 6 36 32 28 28 24 20 4 6 37 33 29 29 25 21 4 6	27	23	19	19	15	11	2	4	
30 26 22 22 18 14 3 4 31 27 23 23 19 15 3 5 32 28 24 24 20 16 3 5 33 29 25 25 21 17 3 5 34 30 26 26 22 18 4 5 35 31 27 27 23 19 4 6 36 32 28 28 24 20 4 6 37 33 29 29 25 21 4 6	28	24	20	20	16	12	3	4	
31 27 23 23 19 15 3 5 32 28 24 24 20 16 3 5 33 29 25 25 21 17 3 5 34 30 26 26 22 18 4 5 35 31 27 27 23 19 4 6 36 32 28 28 24 20 4 6 37 33 29 29 25 21 4 6	29	25	21	21	17	13	3	4	
32 28 24 24 20 16 3 5 33 29 25 25 21 17 3 5 34 30 26 26 22 18 4 5 35 31 27 27 23 19 4 6 36 32 28 28 24 20 4 6 37 33 29 29 25 21 4 6	30	26	22	22	18	14	3	4	
33 29 25 25 21 17 3 5 34 30 26 26 22 18 4 5 35 31 27 27 23 19 4 6 36 32 28 28 24 20 4 6 37 33 29 29 25 21 4 6	31	27	23	23	19	15	3	5	
34 30 26 26 22 18 4 5 35 31 27 27 23 19 4 6 36 32 28 28 24 20 4 6 37 33 29 29 25 21 4 6	32	28	24	24	20	16	3	5	
35 31 27 27 23 19 4 6 36 32 28 28 24 20 4 6 37 33 29 29 25 21 4 6	33	29	25	25	21	17	3	5	
36 32 28 28 24 20 4 6 37 33 29 29 25 21 4 6	34	30	26	26	22	18	4	5	
37 33 29 29 25 21 4 6	35	31	27	27	23	19	4	6	
	36	32	28	28	24	20	4	6	
20 24 20 20 26 20 4 6	37	33	29	29	25	21	4	6	
00 34 30 30 20 22 4 0	38	34	30	30	26	22	4	6	

39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				

77 73 69 69 65 78 74 70 70 66 79 75 71 71 67 80 76 72 72 68 81 77 73 73 69 82 78 74 74 70 83 79 75 75 71 84 80 76 72 88 85 81 77 77 73 86 82 78 78 88 87 83 79 79 88 88 84 80 80 80 89 85 81 81 90 91 87 83 83 93 92 88 84 84 84 93 89 85 85 94 90 95 90 97 93	77.0	70	CO	CO	C 1		
78 74 70 70 66 79 75 71 71 67 80 76 72 72 68 81 77 73 73 69 82 78 74 74 70 83 79 75 75 71 84 80 76 76 72 85 81 77 77 73 86 82 78 78 87 83 79 79 88 84 80 80 89 85 81 81 90 86 82 82 91 87 83 83 92 88 84 84 93 89 85 85 94 90 90 90 97 93 90 90 100 96 90 90	76	72	68	68	64		
79 75 71 71 67 80 76 72 72 68 81 77 73 73 69 82 78 74 74 70 83 79 75 75 71 84 80 76 76 72 85 81 77 77 73 86 82 78 78 87 83 79 79 88 84 80 80 89 85 81 81 90 86 82 82 91 87 83 83 92 88 84 84 93 89 85 85 94 90 90 90 97 93 93 93 98 94 94 94 94 99 95 94 95 9	-						
80 76 72 72 68 81 77 73 73 69 82 78 74 74 70 83 79 75 75 71 84 80 76 76 72 85 81 77 77 73 86 82 78 78 87 83 79 79 88 84 80 80 89 85 81 81 90 86 82 82 91 87 83 83 92 88 84 84 93 89 85 85 94 90 90 90 95 91 91 91 96 92 92 92 97 93 93 93 100 96 96 96 100 96 90 90 100 96 90 90	-						
81 77 73 73 69 82 78 74 74 70 83 79 75 75 71 84 80 76 76 72 85 81 77 77 73 86 82 78 78 87 83 79 79 88 84 80 80 89 85 81 81 90 86 82 82 91 87 83 83 92 88 84 84 93 89 85 85 94 90 90 90 95 91 91 91 96 92 92 92 97 93 94 99 98 94 99 95 100 96 96 90 101 97 97 97 102 98 98 98 103							
82 78 74 74 70 83 79 75 75 71 84 80 76 76 72 85 81 77 77 73 86 82 78 78 87 83 79 79 88 84 80 80 89 85 81 81 90 86 82 82 91 87 83 83 92 88 84 84 93 89 85 85 94 90 90 90 95 91 91 91 96 92 92 92 97 93 94 99 99 95 95 95 100 96 96 96 101 97 97 97 102 98 98 98 103 99 99 104 100 100	80	76					
83 79 75 75 71 84 80 76 76 72 85 81 77 77 73 86 82 78 78 87 83 79 79 88 84 80 80 89 85 81 81 90 86 82 82 91 87 83 83 92 88 84 84 93 89 85 85 94 90 90 90 95 91 91 91 96 92 92 92 97 93 93 93 100 96 96 96 101 97 97 97 102 98 98 98 103 99 99 99 104 100 100 100 105 101 100 100 108 104							
84 80 76 76 72 85 81 77 77 73 86 82 78 78 87 83 79 79 88 84 80 80 89 85 81 81 90 86 82 82 91 87 83 83 92 88 84 84 93 89 85 85 94 90 90 90 95 91 91 91 96 92 92 92 97 93 93 93 98 94 99 95 94 100 96 96 90 96 101 97 97 97 97 102 98 98 98 98 103 99 99 99 99 99 104 100 100 100 100 100 105 </td <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>70</td> <td></td> <td></td>					70		
85 81 77 77 73 86 82 78 78 87 83 79 79 88 84 80 80 89 85 81 81 90 86 82 82 91 87 83 83 92 88 84 84 93 89 85 85 94 90 95 91 96 92 97 93 98 94 99 95 100 96 96 96 101 97 97 97 102 98 98 98 103 99 99 99 104 100 100 100 105 101 100 100 106 102 100 100 108 104 100 100 110 106 100 100 110 106 100 <	83	79	75	75	71		
86 82 78 78 87 83 79 79 88 84 80 80 89 85 81 81 90 86 82 82 91 87 83 83 92 88 84 84 93 89 85 85 94 90 90 90 95 91 91 91 96 92 92 92 97 93 93 93 100 96 96 96 101 97 97 97 102 98 98 98 103 99 99 99 104 100 90 90 107 103 90 90 107 103 90 90 108 104 90 90 109 105 90 90 110 106 90 90 <	84	80	76	76	72		
87 83 79 79 88 84 80 80 89 85 81 81 90 86 82 82 91 87 83 83 92 88 84 84 93 89 85 85 94 90 90 90 95 91 91 91 96 92 92 92 97 93 93 93 98 94 99 95 100 96 96 96 101 97 97 97 102 98 98 98 103 99 99 99 104 100 100 100 105 101 100 100 108 104 104 100 110 106 100 100 110 106 100 100 110 106 100 100	85	81	77	77	73		
88 84 80 80 89 85 81 81 90 86 82 82 91 87 83 83 92 88 84 84 93 89 85 85 94 90 90 90 95 91 91 91 96 92 92 92 97 93 93 93 100 96 96 96 101 97 97 97 102 98 98 98 103 99 99 99 104 100 100 100 105 101 100 100 107 103 100 100 108 104 109 105 110 106 111 107	86	82	78	78			
89 85 81 81 90 86 82 82 91 87 83 83 92 88 84 84 93 89 85 85 94 90 90 90 95 91 91 91 96 92 92 92 97 93 93 93 100 96 96 96 101 97 97 97 102 98 98 98 103 99 99 99 104 100 100 100 105 101 100 100 107 103 100 100 108 104 109 105 110 106 111 107	87	83	79	79			
90 86 82 82 91 87 83 83 92 88 84 84 93 89 85 85 94 90 90 90 95 91 91 91 96 92 92 92 97 93 93 93 100 96 96 96 101 97 97 97 102 98 98 98 103 99 99 99 104 100 100 100 105 101 100 100 107 103 100 100 109 105 100 100 110 106 100 100 111 107 100 100	88	84	80	80			
91 87 83 83 92 88 84 84 93 89 85 85 94 90 90 90 95 91 91 91 96 92 92 92 97 93 93 93 100 96 96 96 101 97 97 97 102 98 98 98 103 99 99 99 104 100 100 100 105 101 100 100 107 103 103 100 109 105 110 106 111 107 107 100	89	85	81	81			
92 88 84 84 93 89 85 85 94 90 90 90 95 91 91 91 96 92 92 92 97 93 93 93 100 96 96 96 101 97 98 90 102 98 99 99 104 100 100 100 105 101 100 100 107 103 103 100 109 105 110 106 111 107 107 100	90	86	82	82			
93 89 85 85 94 90 90 95 91 91 96 92 92 97 93 93 98 94 99 99 95 95 100 96 96 101 97 98 103 99 99 104 100 105 107 103 104 109 105 110 110 106 111 111 107 107	91	87	83	83			
94 90 95 91 96 92 97 93 98 94 99 95 100 96 101 97 102 98 103 99 104 100 105 101 106 102 107 103 108 104 109 105 110 106 111 107	92	88	84	84			
95 91 96 92 97 93 98 94 99 95 100 96 101 97 102 98 103 99 104 100 105 101 106 102 107 103 108 104 109 105 110 106 111 107	93	89	85	85			
96 92 97 93 98 94 99 95 100 96 101 97 102 98 103 99 104 100 105 101 106 102 107 103 108 104 109 105 110 106 111 107	94	90					
97 93 98 94 99 95 100 96 101 97 102 98 103 99 104 100 105 101 106 102 107 103 108 104 109 105 110 106 111 107	95	91					
98 94 99 95 100 96 101 97 102 98 103 99 104 100 105 101 106 102 107 103 108 104 109 105 110 106 111 107	96	92					
99 95 100 96 101 97 102 98 103 99 104 100 105 101 106 102 107 103 108 104 109 105 110 106 111 107	97	93					
100 96 101 97 102 98 103 99 104 100 105 101 106 102 107 103 108 104 109 105 110 106 111 107	98	94					
101 97 102 98 103 99 104 100 105 101 106 102 107 103 108 104 109 105 110 106 111 107	99	95					
102 98 103 99 104 100 105 101 106 102 107 103 108 104 109 105 110 106 111 107	100	96					
103 99 104 100 105 101 106 102 107 103 108 104 109 105 110 106 111 107	101	97					
104 100 105 101 106 102 107 103 108 104 109 105 110 106 111 107	102	98					
105 101 106 102 107 103 108 104 109 105 110 106 111 107	103	99					
106 102 107 103 108 104 109 105 110 106 111 107	104	100					
107 103 108 104 109 105 110 106 111 107	105	101					
107 103 108 104 109 105 110 106 111 107	106	102					
108 104 109 105 110 106 111 107	107	103					
109 105 110 106 111 107	108	104					
110 106 111 107							
111 107	-						
	112	108					

113 109

ロ 研究職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

職務の級										
旧号俸	日号俸3級4級5級6翁									
1	1	1	1	1						
2	1	1	1	1						
3	1	1	1	1						
4	1	1	1	1						
5	1	1	1	1						
6	1	1	1	1						
7	1	1	1	1						
8	1	1	1	1						
9	1	1	1	1						
10	2	1	1	2						
11	3	1	1	2						
12	4	1	1	2						
13	5	1	1	2						
14	6	1	1	3						
15	7	1	1	3						
16	8	1	1	3						
17	9	1	1	3						
18	10	2	1	3						
19	11	3	1	4						
20	12	4	1	4						
21	13	5	2	4						
22	14	6	2							
23	15	7	2							
24	16	8	2							
25	17	9	3							
26	18	10	3							
27	19	11	3							
28	20	12	3							
29	21	13	4							
30	22	14	4							
31	23	15	4							
32	24	16	4							
33	25	17	5							

34	26	18	5	
35	27	19	5	
36	28	20	5	
37	29	21	6	
38	30	22	6	
39	31	23	6	
40	32	24	6	
41	33	25	7	
42	34	26	7	
43	35	27	7	
44	36	28	7	
45	37	29	8	
46	38	30	8	
47	39	31	8	
48	40	32	8	
49	41	33	8	
50	42	34	9	
51	43	35	9	
52	44	36	9	
53	45	37	9	
54	46	38	9	
55	47	39	9	
56	48	40	10	
57	49	41	10	
58	50	42	10	
59	51	43	10	
60	52	44	10	
61	53	45	10	
62	54	46	10	
63	55	47	11	
64	56	48	11	
65	57	49	11	
66	58	50	11	
67	59	51	11	
68	60	52	11	
69	61	53	11	
70	62	54	12	

71	63	55	12	
72	64	56	12	
73	65	57	12	
74	66			
75	67			
76	68			
77	69			
78	70			
79	71			
80	72			
81	73			
82	74			
83	75			
84	76			
85	77			
86	78			
87	79			
88	80			
89	81			